

議案第48号

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の策定
について

次のとおり、湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る 過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定

鳥取県東伯郡湯梨浜町

目 次

1. 基本的な事項	
(1) 湯梨浜町の概況	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	14
(4) 地域の持続的発展の基本方針	16
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	20
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	20
(7) 計画期間	20
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 事業計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
3. 産業の振興	
(1) 農 業	28
ア 現況と問題点	28
イ その対策	28
ウ 関係機関との連携	32
エ 事業計画	32
(2) 林 業	32
ア 現況と問題点	32
イ その対策	33
ウ 関係機関との連携	34
エ 事業計画	34
(3) 水 産 業	34
ア 現況と問題点	34
イ その対策	34
ウ 関係機関との連携	38
エ 事業計画	38
(4) 商 工 業	39
ア 現況と問題点	39
イ その対策	39
ウ 関係機関との連携	40
エ 事業計画	40
(5) 観光及びレクリエーション	41
ア 現況と問題点	41
イ その対策	42

ウ 関係機関との連携	4 4
エ 事業計画	4 4
(6) 産業振興促進事項	4 5
(7) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 6
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 事業計画	4 8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 9
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 交通施設の整備	5 0
ア 現況と問題点	5 0
イ その対策	5 2
ウ 事業計画	5 3
(2) 交通手段の確保	5 4
ア 現況と問題点	5 4
イ その対策	5 4
ウ 事業計画	5 5
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 5
6. 生活環境の整備	
(1) 水道施設	5 6
ア 現況と問題点	5 6
イ その対策	5 6
ウ 事業計画	5 7
(2) 下水処理施設	5 7
ア 現況と問題点	5 7
イ その対策	5 8
ウ 事業計画	5 9
(3) ごみの減量化と処理	5 9
ア 現況と問題点	5 9
イ その対策	6 0
ウ 事業計画	6 0
(4) 消防・防災	6 1
ア 現況と問題点	6 1
イ その対策	6 4
ウ 事業計画	6 4
(5) 公営住宅	6 5
ア 現況と問題点	6 5
イ その対策	6 5
ウ 事業計画	6 6

(6) その他	6 6
ア 現況と問題点	6 6
イ その対策	6 6
ウ 事業計画	6 7
(7) 公共施設等総合管理計画等との整合	6 7
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 児童福祉	6 8
ア 現況と問題点	6 8
イ その対策	6 9
ウ 事業計画	7 0
(2) 社会福祉	7 2
ア 現況と問題点	7 2
イ その対策	7 3
ウ 事業計画	7 4
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	7 5
8. 医療の確保	
(1) 医 療	7 6
ア 現況と問題点	7 6
イ その対策	7 6
ウ 事業計画	7 7
(2) 保健予防活動	7 8
ア 現況と問題点	7 8
イ その対策	7 8
ウ 事業計画	7 9
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	8 0
9. 教育の振興	
(1) 学校教育	8 1
ア 現況と問題点	8 1
イ その対策	8 3
ウ 事業計画	8 6
(2) 社会教育	8 9
ア 現況と問題点	8 9
イ その対策	8 9
ウ 事業計画	9 1
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	9 2
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	9 3
(2) その対策	9 3
(3) 事業計画	9 4

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	96
1 1. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	97
(2) その対策	97
(3) 事業計画	98
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	98
1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	99
(2) その対策	99
(3) 事業計画	100
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	100

1. 基本的な事項

(1) 湯梨浜町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

湯梨浜町は、平成16年10月1日に旧羽合町、泊村、東郷町の2町1村の合併により誕生しました。鳥取県のほぼ中央に位置し、面積は77.93km²、北は日本海に面し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市とそれぞれ接しています。約4km²の東郷池を中心に、南部及び南東部一帯から海岸までは山地丘陵や中国山地に続く高地、北西部には天神川から東郷池に至る平野が形成され、水田地帯が広がっています。

その地勢を活かし、平野部では稲作やイチゴ、ブドウ、メロンなどが栽培され、南部及び東部の丘陵地では広大な梨の果樹園が広がっており、特に本町で栽培される二十世紀梨は全国でも知名度が高く、そのみずみずしい食感は好評を博しています。

日本海沿岸では岩ガキなどの水産物、東郷池では大粒のシジミが漁獲され、関西などへ出荷されており、高評価を得ています。また湖岸を挟んで二つの温泉が位置し、主要な観光地となっています。

上質で豊富な湯量に恵まれた温泉資源、日本海に広がる白砂青松の海岸など、四季折々に移ろいゆく美しい自然環境に恵まれており、これらの資源を活かしたまちづくりとして、本町に古くから伝わる羽衣天女伝説をもとに、「天女」をまちづくりのコンセプトとし、住民と協働して、町の象徴である東郷池をはじめとする地域資源を活用した観光、農林水産業、環境施策などを総合的に推進しています。

イ 過疎の状況

本町においては、泊地域（旧泊村）が、過疎地域活性化特別措置法により、平成2年に過疎地域に指定され、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法、令和3年制定の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、合併前の旧市町村を過疎地域とみなす「一部過疎」として指定を受けています。また、令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年4月から新たに東郷地域（旧東郷町）が「一部過疎」として過疎地域の指定を受けました。

泊地域の総面積は、14.56km²、人口は2,281人（令和2年国勢調査）で、町全体に占める割合は、面積18.7%、人口14.2%となっています。本地域は、総面積の約70%が山地丘陵で占め、その山地丘陵が海岸線まで段丘状に迫っているために平地が極めて少なく、地形的な制約が大きいものと考えられます。

東郷地域（旧東郷町）の総面積は、47.07km²、人口は5,298人（令和2年国勢調査）で、町全体に占める割合は、面積60.4%、人口33.0%となっています。本地域は、総面積の約75%を山地で占めていますが、緩やかな斜面となっており、東郷池周辺は平地が占めています。

令和2年の本町の人口は16,055人であり、昭和55年の17,488人と比較して、この40年間で約8.2%減少しています。若年者比率においても18.7%から10.9%と人口に占める割合が減少している一方、高齢者比率は15.4%から32.0%と増加しており、少子高齢化が進行しています。

泊地域においては昭和55年の人口は3,498人でしたが、令和2年は2,281人とこの40年間で34.8%減少し、町内でも人口減少が極めて顕著な地域となっています。若年者比率は昭和55年の19.2%に対し、令和2年は11.0%、高齢者比率は15.4%が37.4%と少子高齢化が一層進行しています。

東郷地域においては昭和55年の人口は7,222人でしたが、令和2年は5,298人とこの40年間で26.6%減少し、人口減少が顕著な地域となっています。若年者比率は昭和55年の18.8%に対し、令和2年は9.4%、高齢者比率は15.0%が37.6%と少子高齢化が加速しています。

平成2年に過疎地域の指定を受けて以降、泊地域は、計画的かつ継続的に、種々の過疎施策の取組を

進めており、特に第1次産業の後継者育成対策、保健・福祉対策の拡充、下水道事業等の生活環境の整備、泊地域発祥のスポーツであるグラウンド・ゴルフを核とした観光施策、新エネルギー開発等などに注力してきました。また、人口定着のため、分譲宅地造成事業や若者向け公営住宅の建設などの若者定住対策を積極的に推進するとともに、近年では新エネルギー創出のためのメガソーラーの誘致や海の駅とまり整備事業による井戸海水を利用した陸上養殖施設の設立支援など、地域の特色を活かした地域づくりを進めてきました。その結果として、生活環境の整備や定住促進等一定の成果を見出すことができましたが、依然として地域人口の減少は加速しており、地域産業の衰退や生活環境の悪化による、地域の活力の低下が懸念されます。

東郷地域においては、特産物である二十世紀梨の栽培やシジミ漁などをはじめとした農林水産業の振興、東郷温泉や東郷湖羽合臨海公園などの自然資源や、日本最大の中国庭園「燕趙園」といった観光拠点を活用した滞在型の観光振興を進めてきました。また、本町のシンボルである東郷池周辺の地域資源を活用しながら、町民との協働による魅力あふれるまちづくりを推進するため、「東郷湖・未来創造会議」を設立し、そこで提案された、「東郷池」や古くから町に伝わる「天女伝説」を活かした事業を「天女のふる里づくり事業」として推進し、総合的に産業振興、健康増進、環境施策などに取り組んできました。

また東郷池湖畔のホテル跡地の分譲地造成やJR松崎駅前の空き店舗を活用した買い物施設や食堂を併設した地域交流の拠点となる多世代交流センターの新設など、移住定住の促進や生活環境の整備を行ってきました。その結果、一部地域への移住者は増加していますが、東郷地域全体としては少子高齢化には歯止めがかからず、地域人口の減少が進んでいる状況です。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

前述のとおり、泊地域及び東郷地域において過疎・人口減少対策を進めるとともに、町全体としても均衡ある発展に取り組んできましたが、人口減少、少子高齢化の進行による高齢化率の上昇、地域社会の担い手不足による集落コミュニティ機能や活力の低下、農林水産・商工・観光業の担い手不足による地域産業経済の停滞など解消されていない多くの課題を抱えています。

そのため、過疎地域を取り巻く社会経済の変化や時代の潮流などを的確に捉えながら、地域社会の担い手となる若者の定住化、地域経済の活性化などを進め、地域住民が豊かに安心して共に暮らすことができるよう、過疎対策事業に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

人口減少による地域力低下への対策は、町全体の重要課題です。過疎地域の不利性を緩和し、地域課題への的確な対応を行うことで、誰一人取り残さない持続可能な地域の実現を目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町における人口の推移は、表1－(1)及び(2)にみられるとおり、減少の一途をたどっています。

表1－(1)において、昭和35年には20,447人であった総人口は令和2年比較では21.5%の減少となっています。0歳から14歳までの年少人口については67.2%減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口も26.1%減少している一方で、65歳以上の老年人口が268.8%の増となっており、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。

住民基本台帳に基づく人口においては表1－(2)のとおりです。直近の状況である令和4年3月末から令和7年3月末の減少率は2.5%と、人口の維持確保には至っていません。

泊地域では、昭和35年には4,477人であった総人口が令和2年では2,281人と49.0%減少しており、本町の中でも人口減少が加速している地域となっています。また、0歳から14歳の年

少人口については83.8%の減、15歳から64歳までの生産年齢人口は53.2%の減となっており、少子化、若年層の減が一層顕著です。

また、東郷地域では、昭和35年には8,556人であった総人口が令和2年では5,298人と38.0%減少しており、人口減少が加速しています。また、0歳から14歳の年少人口については78.7%の減、15歳から64歳までの生産年齢人口は46.0%の減となっており、少子化が進行し、若年層が大きく減少しています。

今後の人口の見通しは表1-(3)のとおりです。今後も総人口並びに過疎地域の人口の減少は続いていくことが予測され、移住定住施策による人口の確保や子育て支援の充実、産業振興による雇用の確保など、居住魅力地としての生活環境の充実を図ることで人口減少を抑制することが求められます。

表1 人口関係

●表1-(1) 年代別人口の推移

区 分	昭和	昭和		平成		平成		平成		令和	
	35年	55年		2年		17年		27年		2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 20,447	人 17,488	% △14.5	人 17,309	% △1.0	人 17,525	% 1.2	人 16,550	% △5.6	人 16,055	% △3.0
泊地域	4,477	3,498	△21.9	3,325	△4.9	2,954	△11.2	2,518	△14.8	2,281	△9.4
東郷地域	8,556	7,222	△15.6	6,881	△4.7	6,447	△6.3	5,719	△11.3	5,298	△7.4
0～14歳	6,894	3,450	△50.0	3,328	△3.5	2,605	△21.7	2,326	△10.7	2,264	△2.7
泊地域	1,540	694	△54.9	619	△10.8	434	△29.9	302	△30.4	248	△17.9
東郷地域	2,883	1,452	△49.6	1,286	△11.4	845	△34.3	665	△21.3	613	△7.8
15～64歳	11,641	11,346	△2.5	10,478	△7.7	10,393	△0.8	9,264	△10.9	8,602	△7.1
泊地域	2,526	2,265	△10.3	2,046	△9.7	1,674	△18.2	1,363	△18.6	1,181	△13.4
東郷地域	4,960	4,690	△5.4	4,132	△11.9	3,746	△9.3	3,131	△16.4	2,676	△14.5
うち15歳～29歳(a)	3,958	3,271	△17.4	2,545	△22.2	2,570	1.1	1,960	△23.7	1,755	△10.5
泊地域	848	671	△20.9	487	△27.4	399	△18.1	301	△24.6	250	△16.9
東郷地域	1,756	1,358	△22.7	995	△26.7	903	△9.2	629	△30.3	497	△21.0
65歳以上(b)	1,912	2,692	40.8	3,503	30.1	4,527	29.2	4,960	9.6	5,139	3.6
泊地域	411	539	31.1	660	22.4	846	28.2	853	0.8	852	△0.1
東郷地域	713	1,080	51.5	1,463	35.5	1,856	△26.9	1,923	3.6	1,992	3.6
(a)／総数	%	%		%		%		%		%	
若年者比率	19.4	18.7	—	14.7	—	14.7	—	11.8	—	10.9	—
泊地域	18.9	19.2		14.6		13.5		12.0		11.0	
東郷地域	20.5	18.8		14.5		14.0		11.0		9.4	
(b)／総数	%	%		%		%		%		%	
高齢者比率	9.4	15.4	—	20.2	—	25.8	—	30.0	—	32.0	—
泊地域	9.2	15.4		19.8		28.6		33.9		37.4	
東郷地域	8.3	15.0		21.3		28.8		33.6		37.6	

(資料：国勢調査)

●表 1 - (2) 男女別人口の推移

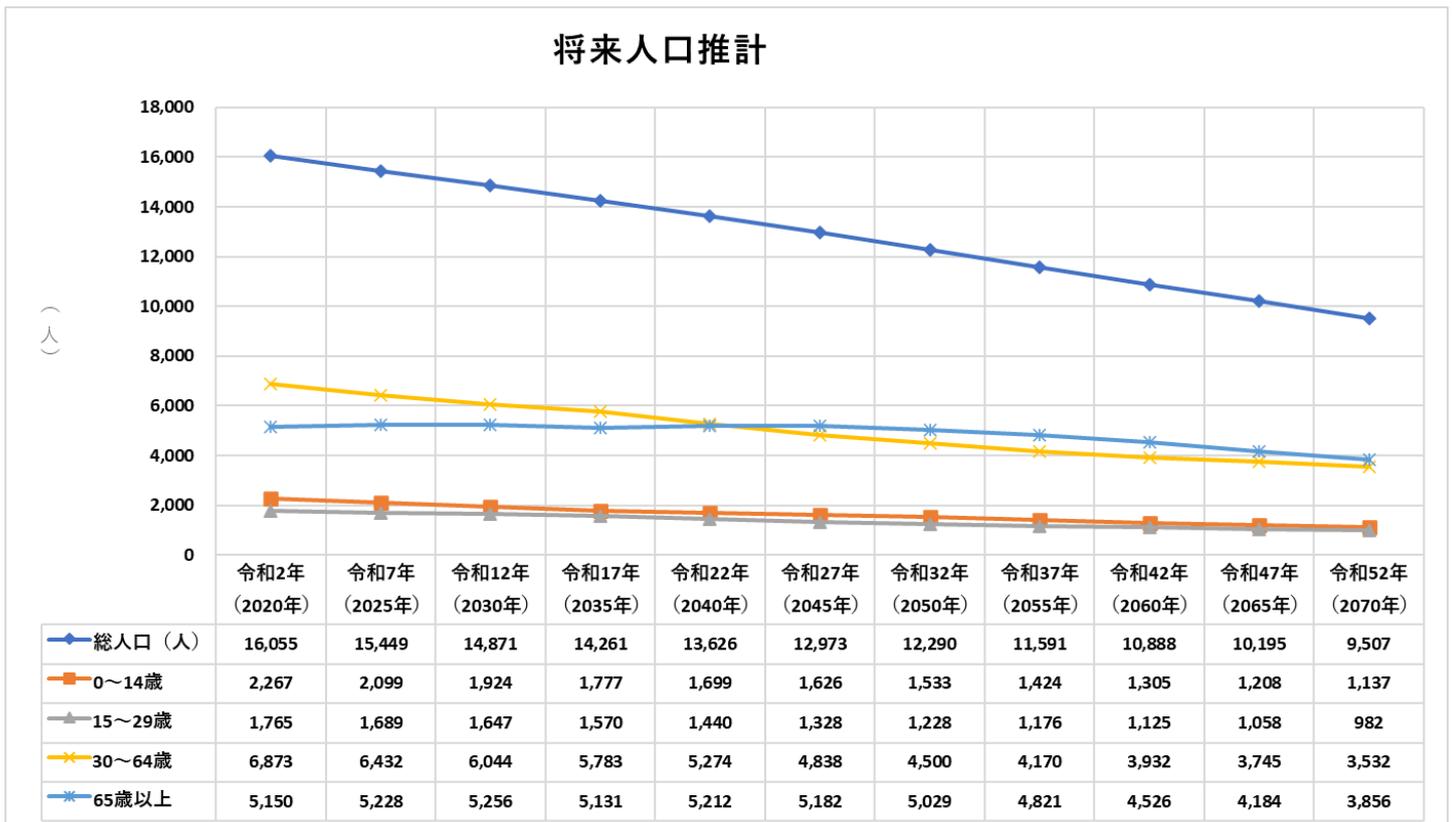
区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 17,813	%	人 17,994	%	% 1.0	人 17,670	%	% △1.8
泊地域	3,156	—	3,090	—	△ 2.1	2,904	—	△6.0
東郷地域	6,838		6,724		△1.7	6,319		△6.0
男	8,466	47.5	8,641	48.0	2.1	8,497	48.1	△1.7
泊地域	1,489	47.2	1,487	48.1	△ 0.1	1,401	48.2	△5.8
東郷地域	3,266	47.8	3,221	47.9	△1.4	3,047	48.2	△5.4
女	9,347	52.5	9,353	52.0	0.1	9,173	51.9	△1.9
泊地域	1,667	52.8	1,603	51.9	△ 3.8	1,503	51.8	△6.2
東郷地域	3,572	52.2	3,503	52.1	△1.9	3,272	51.8	△6.6

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			令和 4 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 17,364	%	% △1.7	人 16,748	%	% △3.5	人 16,553	%	% △1.2
泊地域	2,692	—	△7.3	2,450	—	△9.0	2,368	—	△3.4
東郷地域	6,067		△4.0	5,558		△8.4	5,424		△2.4
男 (外国人住民除く)	8,365	48.2	△1.6	8,004	47.8	△4.3	7,921	47.9	△1.0
泊地域	1,298	48.2	△7.4	1,160	47.4	△10.6	1,133	47.8	△2.3
東郷地域	2,938	48.4	△3.7	2,667	48.0	△9.2	2,607	48.1	△2.2
女 (外国人住民除く)	8,936	51.5	△2.7	8,643	51.6	△3.3	8,553	51.7	△1.0
泊地域	1,389	51.6	△7.6	1,279	52.2	△7.9	1,226	51.8	△4.1
東郷地域	3,116	51.4	△4.8	2,860	51.5	△8.2	2,793	51.5	△2.3
男 (外国人住民)	10	0.1	—	14	0.2	40.0	18	0.2	28.6
女 (外国人住民)	53	0.6	—	87	1.0	64.2	61	0.7	△29.9

区 分	令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率
総 数	人 16,136	%	% △2.5
泊地域	2,178	—	△8.0
東郷地域	5,243		△3.3
男（外国人住民除く）	7,707	47.8	△2.7
泊地域	1,045	48.0	△7.8
東郷地域	2,527	48.2	△3.1
女（外国人住民除く）	8,337	51.7	△2.5
泊地域	1,124	51.6	△8.3
東郷地域	2,691	51.3	△3.7
男（外国人住民）	27	0.4	50.0
女（外国人住民）	65	0.8	6.6

(資料：住民基本台帳)

●表1－(3) 年代別人口の見通し



(資料：国立社会保障・人口問題研究所)

イ 産業別人口の推移と動向

過疎地域の産業構造は農業、漁業を含む第1次産業から第2次産業、さらには第3次産業とその比重を移してきています。泊地域の就業人口の割合は、第1次産業の割合が昭和55年では35.7%から令和2年には13.5%と大幅に減少し、建設業、製造業などの第2次産業が29.6%から22.1%と減少、サービス業や卸売業、小売業などの第3次産業が34.7%から64.5%と著しい増加となっています。また、東郷地域の就業人口の割合を見ると農業、漁業などの第1次産業の割合が昭和55年では40.1%から令和2年には20.0%と大幅に減少し、建設業、製造業などの第2次産業が20.6%から18.2%と減少、サービス業や卸売業、小売業などの第3次産業が39.3%から61.7%の増加となっています。これは町全体と同様の傾向ですが、第1次産業及び第2次産業の構成比については町全体を上回っており、第3次産業については町全体を下回っています。

泊地域では古くから地域の特性を生かし、農業・漁業を中心とする半農半漁の村として発展し、多くの住民が世帯家族を単位とし、第1次産業に就業してきました。農業では山地丘陵を中心に梨の栽培が、平野部ではスイカやホウレンソウ等の野菜類の栽培が盛んです。漁業では、泊漁港を基地とした沿岸漁業によってタイやハマチ、イカ等の日本海の幸が水揚げされ、鳥取県中部を代表する中核漁港としての役割を担ってきました。

また、東郷地域では梨と米作を主体とした農業が主産業であり、特に二十世紀梨は全国でも有数の特産地となっています。また、JR松崎駅周辺には、古くから温泉施設が立地するなど、観光業が発展していました。

しかし、両地域ともに若年者層の他産業への移行により、特に第1次産業について深刻な後継者不足が生じています。また表1-(1)のとおり、0歳から14歳までの年少人口は減少しており、今後も生産年齢人口が減少していくことが予測されます。

今後は、新規就労及び営農者支援の強化や水産資源の確保と漁家経営の円滑を図る定置網漁の推進など、農業及び漁業の持続可能性を高めていく必要があります。

本地域は交通の動脈である国道9号、JR山陰本線、主要地方道倉吉青谷線などが走り、加えて平成15年には山陰道青谷・羽合道路が開通し、県外や県内東西部地域との交通アクセスの改善が図られました。しかし一方で、山陰道の開通により、国道9号の交通量が大幅に減少し、沿道に商業施設が立地し難い地域となり、人・モノ・金が流出して地域経済の縮小と地域の活力を低下させています。また産業構造の変化と人口減少は経済基盤の劣化などの悪循環を生じ、集落機能の低下に拍車をかける状況となっています。

このことから、泊地域では平成28年に地域住民で構成する泊地域小さな拠点検討協議会が設立され、地域課題の検討を契機として、地域活動団体「特定非営利活動法人とまり」が組織され、地域内への商業施設誘致やコミュニティー活動、移住受入の取組を進めています。

また、東郷地域では、平成28年に松崎駅前活性化協議会を設置して拠点地区や商店街の活性化に向けた検討が行われ、空き店舗を活用した商業施設・コミュニティー機能施設の整備、地域が連携した防災活動やイベントを通じた多世代交流を推進しています。

人口の自然減は不可避であり、また定住人口も減少している中、将来的な移住に結び付く関係人口を創出して、地域経済の活力を呼び起こし、生産補完機能や生活扶助機能の向上につながるような有機的な施策を展開していく必要があります。

表2 産業関係人口

●表2 - (1) 男女別・産業別就業人口等の推移

(単位：人、%)

区分	年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
就業者総数		10,078	10,144	10,007	9,615	9,578	9,510	9,343	8,676	8,555	8,287
	泊地域	2,026	1,985	1,920	1,769	1,735	1,667	1,501	1,377	1,270	1,179
	東郷地域	4,230	4,251	4,228	4,010	3,891	3,824	3,619	3,267	3,107	2,828
男女別	男	5,136	5,290	5,209	5,035	5,089	5,109	4,995	4,650	4,545	4,313
	泊地域	1,038	1,023	1,013	942	949	920	840	765	694	627
	東郷地域	2,179	2,201	2,168	2,084	2,038	2,023	1,912	1,717	1,652	1,473
	女	4,942	4,854	4,798	4,580	4,489	4,401	4,348	4,026	4,010	3,974
	泊地域	988	962	907	827	786	747	661	612	576	552
	東郷地域	2,051	2,050	2,060	1,926	1,853	1,801	1,707	1,550	1,455	1,355
産業別	第1次	3,786	3,364	3,072	2,627	2,268	1,949	1,792	1,465	1,258	1,017
	泊地域	769	708	600	463	398	352	313	269	192	159
	東郷地域	1,866	1,704	1,548	1,381	1,201	1,076	967	805	695	567
	第2次	2,402	2,606	2,616	2,648	2,533	2,527	2,192	1,821	1,786	1,716
	泊地域	581	588	599	572	547	529	386	309	306	260
	東郷地域	789	876	903	938	900	883	711	610	587	516
	第3次	3,890	4,174	4,319	4,340	4,777	5,034	5,359	5,390	5,511	5,554
	泊地域	676	689	721	734	790	786	802	799	772	760
	東郷地域	1,575	1,671	1,777	1,686	1,789	1,865	1,941	1,852	1,825	1,745
構成比	第1次	37.6	33.2	30.7	27.3	23.7	20.5	19.2	16.9	14.7	12.3
	泊地域	38.0	35.7	31.3	26.2	22.9	21.1	20.9	19.5	15.1	13.5
	東郷地域	44.1	40.1	36.6	34.4	30.9	28.1	26.7	24.6	22.4	20.0
	第2次	23.8	25.7	26.1	27.5	26.4	26.6	23.5	21.0	20.9	20.7
	泊地域	28.7	29.6	31.2	32.3	31.5	31.7	25.7	22.4	24.1	22.1
	東郷地域	18.7	20.6	21.4	23.4	23.1	23.1	19.6	18.7	18.9	18.2
	第3次	38.6	41.1	43.2	45.1	49.9	52.9	57.4	62.1	64.4	67.0
	泊地域	33.4	34.7	37.6	41.5	45.5	47.2	53.4	58.0	60.8	64.5
	東郷地域	37.2	39.3	42.0	42.0	46.0	48.8	53.6	56.7	58.7	61.7
総人口		17,331	17,488	17,498	17,309	17,167	17,381	17,525	17,029	16,550	16,055
	泊地域	3,608	3,498	3,420	3,325	3,194	3,056	2,954	2,737	2,518	2,281
	東郷地域	7,185	7,222	7,097	6,881	6,713	6,558	6,447	6,068	5,719	5,298
就業者総人口対比		58.2	58.0	57.2	55.5	55.8	54.7	53.3	50.9	51.7	51.6
	泊地域	56.2	56.7	56.1	53.2	54.3	54.5	50.8	50.3	50.4	51.7
	東郷地域	58.9	58.9	59.6	58.3	58.0	54.5	56.1	53.8	54.3	53.4
労働力人口		10,219	10,296	10,168	9,803	9,798	9,813	9,802	9,213	8,882	8,556
	泊地域	2,059	2,012	1,942	1,809	1,784	1,725	1,563	1,444	1,318	1,216
	東郷地域	4,289	4,313	4,288	4,088	3,980	3,928	3,800	3,485	3,236	2,938
就業者総数労働力人口対比		98.6	98.5	98.4	98.1	97.8	96.9	95.3	94.2	96.3	96.9
	泊地域	98.4	98.7	98.9	97.8	97.3	96.6	96.0	95.4	96.4	97.0
	東郷地域	98.6	98.6	98.6	98.1	97.8	97.4	95.2	93.7	96.0	96.3

(資料：国勢調査)

●表 2 - (2) 産業別人口の構成比推移

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 10,286	人 10,078	% △2.0	人 9,615	% △4.6	人 9,343	% △2.8	人 8,555	% △8.4	人 8,287	% △3.1	
	泊地域	1,962	2,026	3.3	1,769	△12.7	1,501	△15.1	1,270	△15.4	1,179	△7.2
	東郷地域	4,544	4,230	△6.9	4,010	△5.2	3,619	△9.8	3,107	△14.1	2,828	△9.0
第 1 次産業 就業人口比率	% 62.3	% 37.6		% 27.3		% 19.2		% 14.7		% 12.3		
	泊地域	64.2	37.9	—	26.2	—	20.9	—	15.1	—	13.5	
	東郷地域	64.3	44.1		34.4		26.7		22.4		20.0	
第 2 次産業 就業人口比率	% 13.8	% 23.8		% 27.6		% 23.5		% 20.9		% 20.7		
	泊地域	12.3	28.7	—	32.3	—	25.7	—	24.1	—	22.1	
	東郷地域	10.2	18.7		23.4		19.7		18.9		18.2	
第 3 次産業 就業人口比率	% 23.9	% 38.6		% 45.1		% 57.3		% 64.4		% 67.0		
	泊地域	23.5	33.4	—	41.5	—	53.4	—	60.8	—	64.5	
	東郷地域	25.4	37.2		42.0		53.6		58.7		61.7	

(資料：国勢調査)

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町においては、平成16年10月1日の合併以来、各地域の融和と過疎地域を含む町全体の均衡ある発展を目指しながら、特色あるまちづくりを推進してきました。

各地域で守られてきた歴史や文化を大切に引き継ぐとともに、地域資源を活かしながら、新たな湯梨浜ブランドを確立し、さらにそれらを核にして、健康増進、産業振興、地域活性化などを推進してきました。

生産年齢人口の減少による税収減や高齢化の進行に伴う医療費や介護費などの社会保障費の増加、また近年頻発している自然災害や新たな感染症の流行など予測不能な事象への対応など、本町を取り巻く社会経済状況はますます厳しさを増していくことが予想されます。こうした状況を踏まえ、複雑多様化する住民ニーズを的確かつ迅速に把握し、質の高い行政サービスを永続的に提供するためには、これまで以上に効果的・効率的な行政運営を行っていく必要があります。

イ 財政の状況

湯梨浜町では、急速な人口減少や少子高齢化、多様化・高度化する町民ニーズの対応など社会情勢が大きく変化していく中、安定した財政運営を維持するとともに、必要な行政サービスの水準を確保するため、「湯梨浜町行政改革大綱（湯梨浜改革プラン）」に基づき、経費の節減や事務の効率化、将来にわたる財源の確保に努めてきました。

しかし、歳入のおよそ4割を地方交付税に依存する状況に変わりなく、生産年齢人口の減少や土地の評価額が下落傾向にあることなど、自主財源の大幅な伸びは期待できないことから、今後の安定した財源の確保は困難な状況にあります。

このような見通しの中、引き続き徹底した行財政改革を進め、歳出の削減による財政収支の均衡を図っていきますが、少子高齢化の急速な進行や子育て世代に対する支援の拡充などによる社会保障費の増加に加え、老朽化が進む公共施設の維持や更新が今後の大きな財政負担となり、厳しい財政運営になることが予想されます。

このため、事業の見直しを進め、限られた財源を有効に活用できるように「第5次湯梨浜町総合計画」に沿った施策の選択と集中を図るとともに、借入金残高の削減や不測の事態に備えた基金の積み立てなど、計画的な財政運営を進め、持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

表3 行財政の状況

●表3 - (1) 町の財政状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	9,717,920	9,688,989	12,566,161	12,101,183
一般財源	6,216,527	6,478,708	6,204,650	6,835,966
国庫支出金	974,642	1,001,774	3,102,921	1,542,373
都道府県支出金	677,012	614,993	709,114	831,375
地方債	818,944	628,486	1,534,884	1,393,340
うち過疎債	8,700	48,200	390,200	233,300
その他	1,030,795	965,028	1,014,592	1,498,129
歳出総額 B	9,301,526	9,344,384	12,282,848	11,707,882
義務的経費	4,178,733	4,831,799	4,640,748	5,273,761
投資的経費	898,420	816,018	1,902,995	2,087,869
うち普通建設事業	898,420	816,018	1,888,309	1,944,496
その他	4,224,373	3,696,567	5,739,105	4,346,252
(過疎対策事業費)	(10,614)	(64,177)	(404,977)	(346,155)
歳入歳出差引額 C (A - B)	416,394	344,605	283,313	393,301
翌年度へ繰越すべき財源 D	113,129	45,044	13,962	111,173
実質収支 C - D	303,265	299,561	269,351	282,128
財政力指数	0.291	0.272	0.270	0.270
公債費負担比率	20.3	25.2	18.0	16.1
公債費比率	-	-	-	-
実質公債費比率	17.8	14.8	9.0	6.3
起債制限比率	-	-	-	-
経常収支比率	84.9	84.7	87.9	92.6
将来負担比率	114.5	6.3	16.9	0.3
地方債現在高	15,471,034	12,049,470	12,960,192	12,779,064

(庁内資料：総務課)

●表3－(2) 主要公共施設の整備状況

区 分		昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和6年度末
市町村道	改良率 (%)	21.5	58.8	70.9	74.0	79.6	79.2
	泊地域	9.0	27.1	44.1	65.1	65.5	65.5
	東郷地域	—	—	—	—	84.6	84.1
	舗装率 (%)	85.4	88.4	94.7	95.5	98.9	98.9
	泊地域	96.7	97.6	97.9	98.6	99.4	99.2
	東郷地域	—	—	—	—	98.7	98.8
耕地1ha当たり農道延長(m)		96.7	92.5	102.2	88.8	80.3	62.7
	泊地域	67.7	47.3	88.9	—	69.4	55.4
	東郷地域	—	—	—	—	10.9	7.3
林野1ha当たり林道延長(m)		17.4	16.5	15.4	2.2	12.5	12.5
	泊地域	12.7	12.0	10.0	—	8.9	8.9
	東郷地域	—	—	—	—	3.6	3.6
水道普及率 (%)		95.7	96.3	99.6	99.3	99.6	99.8
	泊地域	87.6	99.2	99.1	99.0	99.3	99.4
	東郷地域	—	—	—	—	99.8	99.9
公共下水道・農業集落排水処理施設等による水洗化率 (%)		0	24.5	78.4	95.6	98.3	98.6
	泊地域	0	0	44.5	92.2	95.8	96.3
	東郷地域	—	—	—	—	98.6	98.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)		0	0	0	0	0	0
	泊地域	0	0	0	0	0	0
	東郷地域	—	—	—	—	0	0

(庁内資料：建設水道課、産業振興課、健康推進課)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本地域では、人口減少、少子高齢化が進行しており、産業や地域社会の担い手不足による地域経済の停滞や集落コミュニティ機能の低下など地域が抱える課題を解決するには時間を要するものと予想されます。人口減少が避けられない状況の中、第5次総合計画に掲げる将来像に向けて、生活環境の整備や各種行政サービスによる住みやすいまちづくりや移住者増加への積極的な取組を推進することにより、人口維持及び地域の持続的発展を目指します。また、本地域の豊かな自然環境や地域固有の伝統文化、都市部にはない住民間の温かい関係性を将来に承継していきながら、「先進的な過疎地域」となるよう取り組みを進めていきます。

ア 基本目標

(ア) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- ・ 関係人口の創出、移住定住の促進などを図っていき、同地域の人口減少率を緩和するとともに、地域の担い手となる人材育成を進め、コミュニティー活動の推進を図ります。

(イ) 産業の振興

- ・ 農道等の基盤再整備や作業の省力化などを進め、長期展望に立った生産基盤の整備や生産構造の改善を行っていくことで、基幹産業である農業、漁業の維持発展を図っていきます。
- ・ 商工業については本地域の既存の事業所の経営基盤の強化を促進するとともに、同地域の創業や農林水産業、観光業などと連携した新しい商品開発などを支援します。
- ・ 白砂青松の海岸や風光明媚な東郷池の景観、湖畔に湧き出る温泉などの自然や二十世紀梨、岩ガキ、シジミなどの水産物、また泊地域発祥のグラウンド・ゴルフなど、本地域の特色である豊かな自然や資源などを生かしながら、魅力ある観光の形成を促進します。

(ウ) 地域における情報化

- ・ 今後一層進展する情報化社会に対応するため、生活インフラである情報環境の充実を進めるとともに、高齢者等に情報技術習得の機会や情報学習を支援し、情報化社会の進展による情報格差（デジタルデバイド）の是正を行っていきます。

(エ) 交通施設の整備、交通手段の確保

- ・ 地域住民の生活基盤の一つである道路や交通施設などを整備し、適切な維持管理を行います。
- ・ 交通手段を持たない高齢者や通学利用者などの移動手段確保のため、公共交通機関の維持に努めるとともに、従来の公共交通でカバーできない移動手段の確保のために住民相互による共助交通への取組を支援し、地域住民の買い物や通院などの日常生活の維持や社会参加の推進を行います。

(オ) 生活環境の整備

- ・ 治水対策の推進や地域防災力の向上など、災害に強い地域づくりを推進します。
- ・ 水道施設や下水道施設、公営住宅などの改善と維持管理に努めるとともに、地域住民主導の環境保全活動を推進し、生活環境の整備を進めます。

(カ) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ・ 次世代を担う子どもたちの健全育成を図るため、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めるとともに、子育て支援体制の整備や相談体制の充実など子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。
- ・ 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安全安心に暮らし続けることができる

よう、環境整備を進め、暮らしやすい居住環境確保に努めるとともに、地域全体で高齢者や障がい者への理解を深め、心のバリアを取り除く、「心のバリアフリー」を推進する体制整備を進めます。

(キ) 医療の確保

- ・ 健康診断や各種がん検診の受診率の向上と健康意識の醸成を図るとともに、住民個々に適したフォロー体制の強化を図ります。

(ク) 教育の振興

- ・ 学ぶ意欲や生きる力を育み、時代の変化にも柔軟に対応し、地域の活力や自立促進のための原動力となる自主性、創造性を身に付けた人材の育成を図ります。また、本地域の豊かな自然や伝統、文化に触れながら、豊かな人間性と郷土愛を醸成していきます。

(ケ) 集落の整備

- ・ 本地域は町内でも少子高齢化が顕著であり、集落の維持、地域の活力低下が特に懸念されています。集落の維持発展をはじめ、地域が直面する課題に的確に対応するため、創意工夫による地域づくりの取組を引き続き支援するほか、コミュニティ強化のための地域活動団体による協働活動の支援、買物環境確保に資する取組や新規出店への支援、地域おこし協力隊の導入、「生涯活躍のまち構想」の推進などを通じ、地域の活性化を図ります。

(コ) 地域文化の振興等

- ・ 本地域の文化の振興については、担い手の育成や保存団体の活動支援を行いながら、関係機関や各種団体と連携・協働して、本地域に伝わる伝統芸能や歴史文化遺産を後世に継承、発展させていきます。

(サ) 再生可能エネルギーの利用の促進

- ・ 環境や暮らしに調和した再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化を推進しながら、住民と協働の上、脱炭素社会への取組を加速させます。

イ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。地球上の誰一人として取り残さないことを目指し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットから構成されています。

過疎地域では人口減少が一層加速することが見込まれており、人口減少下で持続可能な地域社会を形成することが特に重要になっています。また食、自然、文化などの多様性に富み、都市部と比較し、人と人との絆、地域の結びつきが強く、誰一人取り残さない地域社会の実現性が高いという利点があります。

SDGsで示されている持続可能性、多様性、包摂性という考え方は、過疎対策にお

いても、親和性が高く、本計画を推進することでSDGsの推進を図っていきます。



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 総人口及び過疎地域の人口減の抑制

	現在 (R 6)	将来目標 (R 1 2)
総人口	15, 526 人 (R6. 10/1 時点 (年報))	15, 204 人
泊地域人口	2, 036 人	1, 994 人
東郷地域人口	5, 002 人	4, 898 人

※「現在」については、鳥取県の推計人口 (年報)

イ 町外からの過疎地域への移住者 (転入者) の人数の増

	現在 (R2~R6 年度累計)	将来 (R8~R12 年度累計)
町全体の移住者 (転入者) 数	2, 443 人	2, 445 人
うち泊地域 (転入者数)	181 人	185 人
うち東郷地域 (転入者数)	709 人	710 人

※「現在」については住民基本台帳より

ウ 過疎地域の出生数の現状維持

	現在 (R2~R6 年度平均)	将来 (R8~R12 年度平均)
町全体の5カ年度の平均出生数	123 人	123 人
うち泊地域の5カ年度の平均出生数	7 人	7 人
うち東郷地域の5カ年度の平均出生数	25 人	25 人

※「現在」については住民基本台帳より

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、1年ごとに事後評価を行うこととします。評価した結果は町ホームページ等で公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

湯梨浜町公共施設等総合管理計画では、町村合併以前から整備してきた公共施設の多くが、近い将来一斉に改修や更新の時期を迎えるために多額の更新費用が必要になると見込まれることから、公共施設の適切な規模とあり方の検討を踏まえた施設マネジメントにより、持続可能な施設配置の実現を目標に取り組むこととしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画と整合を図り、効果的かつ効率的な公共施設の活用及び維持管理に努めながら、過疎対策及び今後のまちづくりに向けた取り組みを推進します。

なお、本計画に記載している公共施設等の整備に関連する取り組みは、いずれも公共施設等総合管理計画に適合するものです。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

近年、本町では少子化等により人口減少が進んでおり、特に過疎地域においては若者の都市部への流出もあり、それが顕著な状況であります。人口の流出及び減少は、地域活力の低下を招くばかりでなく、地域経済にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる問題です。このため、現に生活している住民はもちろんのこと地域外の人々を引き付けることができ、魅力ある暮らしを創出するための施策を展開することにより、人口の流出及び減少の抑制を図るとともに、地域を支える新しい担い手の育成並びに多様な人材を確保することが重要となっております。

そのためには、ライフスタイルの中の「就職」、「結婚」、「出産」、「子育て」といった定住の動機付けに効果が期待できる時期に定住促進施策を展開することが求められます。本地域の豊かな自然をはじめとする様々な魅力をPRし、I・J・Uターンを促進するとともに、移住定住者への住宅支援など、これからの地域を支える人材の受入体制の整備を進めることが必要となります。

(2) その対策

ア 移住・定住

(ア) 魅力の発信及び相談体制の充実

移住定住検討者のニーズを満たすべく、移住定住施策、住宅情報、求人情報など移住定住に関する情報を一元化し、移住定住希望者に対し分かりやすく、きめ細かな対応ができる相談体制の充実強化を図ります。また、都市圏での相談会参加や、ホームページ、パンフレット等で広く本町の魅力を発信します。

(イ) 定住に必要な住宅の整備

若者夫婦及び子育て世代の住宅取得を支援して一層の定住促進を図るとともに、住宅取得や居住空間への不安を軽減して少子化対策を推進します。また、移住定住者の住宅取得や住宅修繕並びに空き家利活用、サブリースを含めた賃貸住宅整備に対する支援を行い、受入体制の整備をより一層進めます。

さらに、公営住宅とともに、地域おこし協力隊の空き家等の掘り起こしによる空き家・空き地情報バンクの充実と不動産事業者と連携した情報発信によって空き家等の有効活用を進め、人口増加による地域の活性化を図ります。

(ウ) 結婚支援及び出会いの機会の創出

結婚を希望する男女の出会いの機会を創出し、未婚・晩婚化の解消へ向けた取り組みの推進及び縁結び支縁員の活動を促進するとともに、婚姻後の新生活を支援することで、少子化・定住化対策を行います。

イ 地域間交流の促進

移住定住検討者や地域に関心を持つ人が本町の暮らしを体験できるよう、民間事業者や各種団体と協調した田舎暮らし体験メニューや、町内アテンド事業を促進します。また、移住定住検討者と地域住民との交流の機会を設け、関係人口の創出を含め交流の促進による地域の活性化を図ります。

また、健康をはじめ、生活に関する総合相談窓口を設置し、高齢者層も含めて地域で共に支えあう「生涯活躍のまち構想」を推進し、多世代交流による活力ある地域づくりを展開します。

ウ 人材育成

(ア) ふるさと人材育成奨学金支援助成金制度の充実

大学などを卒業後、湯梨浜町に定住することなどを条件とした奨学金支援助成金制度の充実を図るとともに、ホームページの活用や関係機関との連携などにより積極的に周知します。

(イ) コミュニティー活動の育成及び人づくり

自治会やボランティア団体、NPOをはじめ、コミュニティー活動を進める団体の自主性を尊重し、支援を行うことで地域活動のリーダーや地域に関わる各分野の人材の発掘・育成に努め、その人材を活用し、学習の場の提供を行います。

(ウ) 地域活性化活動事業（地域おこし協力隊の活用）

地域おこし協力隊を活用することで地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進します。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	若者夫婦・子育て世代住宅支援事業 若者夫婦・子育て世代世帯の住宅取得費の補助	湯梨浜町	地域への移住定住の推進により、人口維持に寄与する
		移住定住住宅支援事業 県外からの移住者が、住宅を新築・購入・改修するための費用を補助		

		<p>移住定住者家賃助成事業 県外からの移住者が、町内の賃貸住宅に入居する場合、家賃の一部を補助</p>		
		<p>移住者運転免許取得支援補助金 県外からの移住者が、自動車免許を取得した場合、取得費用の一部を補助</p>		
		<p>移住者運転安心支援事業 県外からの移住者が、ペーパードライバー講習を受講する場合、講習費用の一部を補助</p>		
		<p>移住定住中古住宅修繕支援補助金 県外からの移住者が中古住宅の修繕をする場合、修繕に要する費用を補助</p>		
		<p>三世帯同居世帯等住宅整備費助成 新たに三世帯同居を目的として、住宅の新築、購入、増改築及びリフォームをする場合に要する費用を補助</p>		
		<p>住宅等仲介手数料補助金 住宅の購入や住宅用地の取得に要した仲介手数料の一部を補助</p>		
		<p>移住支援金 東京 23 区に在住または勤務する人が、町内に移住し、県が指定する中小企業の求人に応募し、就業した場合又は起業支援金を受けた場合に支援金を交付</p>		
		<p>住宅団地造成等支援補助金 事業者が住宅団地造成や賃貸住宅整備に要する費用を補助</p>		

		<p>地方就職支援金 東京圏の大学に在学していた学生が町内に移住し県内で就職するための就職活動に関する交通費や移転に要した費用を補助</p>			
		<p>お試し住宅運営 移住希望者に暮らし体験を提供する</p>			
		<p>移住相談窓口 コーディネーターを設置し、個に応じて柔軟に相談対応する</p>			
		<p>空き家定住促進利活用補助金 空き家を借り上げて改修し、入居者に転貸する事業者に改修等に要する費用を補助</p>	地域再生推進法人		
		<p>結婚新生活支援事業 新婚世帯の住宅取得費の補助</p>	湯梨浜町		
		<p>婚活支援事業 「縁結び支縁員」の活動支援、中部地区市町と連携した婚活イベント等の開催</p>			
		<p>縁結び推進事業 鳥取県が運営する会員制マッチングシステム「えんトリー」と連携した婚活支援</p>			
	人材育成	<p>集落づくり総合交付金 自主防災組織運営交付金 集落活性化事業交付金</p>	湯梨浜町		地域の課題解決及び活性化に取り組む担い手を確保し、継続的な集落運営に寄与する
		<p>地域にぎわい創出事業 地域が実施する運動会、祭りなどの経費を補助</p>			
		<p>まちづくり創造事業 まちづくりを推進する団体の活動費を助成</p>			

		ボランティア団体活動助成事業 ボランティア団体の活動費を助成		
		地域づくり推進事業 地域の新たな担い手育成、地域課題の解決等のためのセミナー等の開催や支援活動等の実施		
	地域間交流	関係人口構築事業 町内事業者等のアテンドにより、町への短期滞在者に町の暮らしのイメージを深めてもらう 地域が必要とする人材について、首都圏等在住の人材により課題解決を図る		地域への移住定住の推進により、人口維持に寄与する
		拠点施設運営事業 移住検討者と地域住民との交流拠点施設（多世代交流センター・総合相談センター）を運営し、交流の活性化を推進		
		ゆりはま暮らし体験ボランティア事業 移住定住希望者が地域の行事や農作業を体験し、地域住民と交流することにより、移住定住を推進		
		お試し居住体験アテンド事業 移住検討者に地域居住体験の機会を提供	地域再生推進法人、非営利法人等	
	(5) その他	ふるさと人材育成奨学金支援助成金 県内の企業に就職又は就業し、本町に定住する若者の奨学金返還額の一部を助成	湯梨浜町	
		地域活性化活動事業 地域活性化のための地域おこし協力隊活動		地域の課題解決及び活性化

		地域活性化のためのNPO法人 活動支援		に取り組む担い手を確保し、継続的な集落運営に寄与する
--	--	------------------------	--	----------------------------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、移住・定住や地域間交流を促進するものであるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画との整合を図っています。

3. 産業の振興

(1) 農 業

ア 現況と問題点

泊地域は町内の他地域と比較して平地が少なく、小規模な水田、園芸作物の営農が大部分を占めています。また古くから漁港が立地し漁業と農業を組み合わせた経営が行われてきました。稲作では県が推奨する「星空舞」の導入、果樹では梨を中心に「新甘泉」や「王秋」への品種転換、ジョイント栽培などの省力化、園芸作物ではハウス施設によるハウレンソウ栽培など、高単価による農業所得の確保・向上に取り組んでいます。併せてヒラメの養殖、加工をはじめとする漁港独自の水産物の活用も進められています。

東郷地域は大部分が山林原野で農用地は地域全体の20%程度です。舎人川や東郷川、川上川、埴見川に沿った低い土地には水田、周辺の山には樹園地が広がり、稲作と果樹栽培を組み合わせた農業経営が行われてきました。

しかしながら、いずれにおいても後継者不足、労働の省力化、経費削減は依然として大きな課題であり、また、これまでのイノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害に加え、ヌートリアやハクビシンによる被害が増加しており、駆除と侵入防止柵を複合させた対策や集落単位等による捕獲体制の確立も急がれるところです。

今後は、基幹産業である農業の活性化のため、引き続き果樹振興、高収益作物の栽培及び集落営農を推進していく必要があります。農地の流動化、集積による農地の高度利用を目指します。

農業生産基盤については、平野部を中心に区画整理や農道・用排水路整備などを実施してきましたが、頻発する災害に対応するため、設置してから長期間経過している水路等の土地改良施設の補修や、山間部の農道網の再編や老朽化した土地改良施設の長寿命化対策を図る必要があります。また、省力化の一環として平坦地への樹園地の移行を進めると同時に既存園の再構築についても検討する必要があります。

イ その対策

(ア) 優良農地の確保

a 基盤整備済農地等

基盤整備済農地の再編や付随する土地改良施設の補修については、対象地の現状調査を実施し、地域の特性や実情に応じて、県及び関係者と協議検討し対策を講じます。

b 耕作放棄地

高齢化、後継者不足等担い手不足により、耕作放棄地は年々増加傾向にあります。また、地形的に不利な耕地が多く、耕作放棄地を復元しても、耕作者が見つからないのが現状です。

今後は、耕作放棄地の増加を防ぐため、集落営農組織の組織化や農作業の受委託

などによる流動化を推進します。

c 農地造成

(a) 老木園・廃園の再開発

本地域内の樹園地の多くは傾斜地で営まれており、立地条件から機械化の導入も進まず厳しい作業環境に置かれていました。このことが、就農者の高齢化や担い手の減少を招き、生産量や品質の低下など、農業の発展を妨げる要因となってきました。

今後、梨栽培においては、新甘泉をはじめとする高収益の品種への改植を計画的に実施するとともに、小規模単位での園地改良や平坦地への移行、栽培管理の簡易化を図る樹帯ジョイント仕立ての導入について、関係者と連携して取り組み、後継者への着実な承継を図ります。

(b) 農地利用集積

担い手農家を育成するため、農地中間管理機構を活用して農用地の流動化・利用集積を促進します。

(c) 農地の多目的利用

農業体験を通じたリフレッシュ効果、農業に対する理解を深めてもらう手段として体験農園を泊地区に設置しています。面積は約100㎡で15区画あり、引き続き適切に維持管理し、自然とのふれあいを基軸とした豊かな人間形成の場としての空間を提供します。

(d) 農業生産基盤整備

住みよい農村環境をつくり、農業に取り組める基盤環境を整えるため、老朽化した土地改良施設の更新や改修を実施し、長寿命化対策を推進します。

(イ) 生産体制の確立

a 担い手の育成

農業の担い手の高齢化が進むに従って兼業化も進展し、農業労働力の減少が顕著となっています。農業を基幹産業として振興していくためには、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を中心に農用地の利用集積などにより農業基盤の強化を図るとともに、認定農業者の7割水準を目標とした準認定農業者制度や青年農業者育成、退職後のセカンドライフを見据えた準認定新規就農者(50歳以上65歳未満)認定制度の活用など多様な担い手の育成確保を図ります。

b 農業後継者の育成

新規就農や担い手育成のための事業を有効に活用し、農地の確保、資金面での援助、営農技術の習得機会の設置を図ります。

c 農業生産組織(集落営農)の充実強化

集落での合意形成を図り、各種事業への取組、農地の利用調整、作業受委託の幹旋、機械の共同利用など、集落の連携を密にしながら、効率的な土地利用型農業の

確立を図ります。

d 販売の促進

都市市場への販売網の拡充を図る一方、地元で消費する地産池消を充実させる必要があります。また、健康志向が叫ばれる中で、より安全で新鮮かつ安価な農作物を安定的に消費者へ提供することが重要であるため、消費者嗜好に即した低農薬野菜や有機野菜の振興を推進するとともに加工施設の活用を努め、農家の交流を図ります。

e 農産物の生産振興

梨をはじめハウレンソウやスイカなどは、市場でも高い評価を受けています。今後は、産地化を進めるために、ハウス施設などの基盤整備を積極的に支援します。

また、選果施設等の機能強化について、関係機関等と連携し取り組みます。

●農業の主要指数

区分	単位	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家戸数		2,405	2,293	2,008	1,858	1,221	1,017	869	730	557
泊地域	戸	381	359	305	273	166	133	128	97	68
東郷地域		—	—	—	—	660	561	473	422	329
専業		305	287	260	269	200	206	196	198	111
泊地域	戸	63	51	30	34	24	25	30	26	10
東郷地域		—	—	—	—	119	117	112	119	80
第1種兼業		791	577	477	429	268	216	131	87	63
泊地域	戸	142	122	100	82	44	32	18	7	11
東郷地域		—	—	—	—	193	134	88	63	33
第2種兼業		1,309	1,429	1,271	1,160	753	595	542	445	393
泊地域	戸	176	186	175	157	98	76	80	64	48
東郷地域		—	—	—	—	348	310	273	240	222
農業就業者数		3,986	3,795	3,340	2,941	2,192	1,891	1,412	1,130	1,354
泊地域	人	713	669	518	430	304	254	214	159	164
東郷地域		—	—	—	—	1,260	1,084	811	671	810
耕地面積		2,003	1,955	1,902	1,814	981	827	843	622	590
泊地域	ha	356	339	304	277	126	92	89	69	51
東郷地域		—	—	—	—	570	495	525	452	392
田		994	956	931	893	569	490	546	462	426
泊地域	ha	104	93	93	92	53	42	48	38	34

	東郷地域		—	—	—	—	315	276	296	274	274
畑		ha	315	292	346	341	106	93	84	76	51
	泊地域		124	120	123	113	32	24	24	17	12
	東郷地域		—	—	—	—	29	25	24	22	16
樹園地		ha	694	707	625	580	307	244	213	160	113
	泊地域		128	126	88	72	42	26	18	11	6
	東郷地域		—	—	—	—	227	191	176	134	102
農業粗生産額		百万円	4,219	5,208	5,254	5,500	3,750	2,840	—	—	—
	泊地域		955	1,044	1,025	1,030	620	—	—	—	—
	東郷地域		—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業生産所得		百万円	1,883	2,026	2,418	2,480	1,360	910	—	—	—
	泊地域		367	351	400	380	180	—	—	—	—
	東郷地域		—	—	—	—	—	—	—	—	—
農家一戸当耕地面積		ha	0.83	0.85	0.95	0.98	1.38	1.35	0.97	0.85	1.1
	泊地域		0.93	0.94	1.00	1.01	1.54	—	0.70	0.71	0.75
	東郷地域		—	—	—	—	—	—	—	—	1.2
農家一戸当生産所得		千円	783	884	1,204	1,335	1,114	895	—	—	—
	泊地域		963	978	1,312	1,392	1,084	—	—	—	—
	東郷地域		—	—	—	—	—	—	—	—	—

(資料：農林業センサス)

※農家戸数の考え方 平成7年までは総農家数、平成12年からは、販売農家数による

※専業及び兼業の考え方 平成27年までは専業、第1種兼業、第2種兼業、令和2年は主業、準主業、副業的経営体数

目標指数	基準値 (令和6年度)	事業目標値 (令和12年度)	備考
集落営農体制の維持 充実	泊地域 19.6ha	泊地域 25ha	集落営農面積
	東郷地域 38.2ha	東郷地域 49ha	
安全で安心な農林基 盤の整備	泊地域 3,541m	泊地域 3,541m	農道調査・改良面積
	東郷地域 3,028m	東郷地域 3,028m	

ウ 関係機関との連携

基盤整備、担い手育成、生産振興等にあたり、鳥取県、J A、鳥取県農村担い手育成機構等の関係機関と連携し、農業の推進を図ります。

エ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
2. 産業の振興	(1)基盤整備 農業	農業水路等長寿命化・減災対策事業 既存農道網の調査及び整備	湯梨浜町	
		農地維持対策事業 基幹施設（農道、水路、橋りょう 等）の維持補修		
		鳥獣被害総合対策事業 農作物、農業施設に対する有害鳥 獣被害の被害防止対策		
		梨生産団地整備事業 新たな梨団地整備箇所を検討し、 平坦地栽培への移行を促進		
	(4)地場産業の 振興 加工施設	活性化センターはまなす設備改修 事業 老朽設備等改修		

（2）林 業

ア 現況と問題点

林業採算性の悪化等により、林業生産活動は長期にわたって低迷が続いており、林業の担い手は皆無であるほか、高齢化等から適正な森林管理が困難な状況にあるなど、多くの課題を抱えています。

森林は、木材等の林産物の供給をはじめとして、土地の保全や水源かん養、生活環境の保全、あるいは海洋資源の増殖など、森林が持つ公益的機能を十分に理解しながら、造林の推進や森林保全を図っていく必要があります。

また、地域内には、未利用資源として竹林の存在があります。補助事業や所有者により手入れされた竹林が一部見られるものの、全体的には未だ山林の荒廃は進んでおり、資源の利用という点では遅れているのが現状です。

イ その対策

(ア) 造林の推進

全体的に森林に対する意識が低く、森林の荒廃が目立つため、鳥取県中部森林組合、県造林公社において行う造林や保育の推進を図ります。

(イ) 除間伐の促進

民有林における適期の除間伐に対する支援を引き続き行います。

(ウ) 保安林の整備

各種の保安林が指定されており、安全で潤いのある暮らしを送る上で重要な役割を果たしています。

しかし、近年の保安林の役割は、その指定目的のみならず森林空間の利用等公益的機能の高度発揮が強く求められており、こうした保安林を対象に地域特性を生かした整備を図るとともに、既存保安林機能の維持・向上を図ります。

(エ) 森林施業の集約化

森林の整備、間伐施業を効率的に進めるためには、小規模で分散している施業地を集約化し、効率的に実施することが必要です。そのため、高密度作業路網の整備や高性能林業機械の活用等による事業の効率化を計画的に推進し、森林所有者の経費の軽減に努めます。また、森林の整備を進める一方で、所有者に加え管理者や境界が分からない森林の増加が課題となっています。森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境譲与税を活用し、管理が実施されていない山林に対し、山林経営や管理の意向調査を所有者へ実施し、町が森林所有者と森林経営者の仲介役となり引き続き適正管理が行われるよう事業を推進していきます。

(オ) 竹林の整備

放置された荒廃竹林が増大し、森林の保水能力や土砂崩壊防止機能の低下、周辺森林の侵食など、環境面に及ぼす竹林の影響が大きい中、竹林整備事業への取組を引き続き支援します。あわせて、広く竹林整備や竹林活用について学ぶ機会を設けます。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
竹林整備事業	7,600㎡ 泊地域 6,200㎡ 東郷地域 1,400㎡	45,600㎡ 泊地域 37,200㎡ 東郷地域 8,400㎡	整備面積

ウ 関係機関との連携

造林等事業、森林施業の集約化、竹林整備等の振興にあたり、鳥取県、中部森林組合など林業事業者等の関係機関と連携し林業の推進を図ります。

エ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
2. 産業の振興	(1)基盤整備 林業	竹林整備事業 竹林の間伐等	その他	

(3) 水産業

ア 現況と問題点

海面漁業は、泊地域内の中央部に位置する第2種漁港を中心に営まれています。経営は、家族経営による零細な沿岸漁業で定置網・刺網が主となっていますが、近年では温暖化による回遊魚や定着性魚類の減少、貝類を中心とする資源の枯渇のために漁獲量が減少していることに加え、漁業就労者の高齢化や後継者不足、不安定な燃料価格など漁業経営環境は厳しい状況となっています。

これらの対策として、従来から種苗放流による水産資源の確保に努めていますが、今後もより一層の漁場整備や資源の維持培養を強力に推進していく必要があります。

持続可能な漁業経営を目指し、漁獲量確保及び収益性向上に向けた取組や新たな担い手の確保・育成を図るとともに、漁業経営基盤の強化に向けた取組が必要です。

また、漁港は鳥取県により漁港漁場整備長期計画に沿って整備されてきたところですが、一部の施設の劣化等に対する維持補修対策の必要が出てくるとともに、県中部の沿岸漁業の拠点としての有効利用が望まれます。併せて鳥取県と連携し、継続的な漁港の維持管理を進めることが必要です。

内水面では東郷池でシジミをはじめとする漁獲があり、市場単価は安定しているものの、近年、漁獲量が減少傾向であることに加え、漁業就労者の高齢化が進んでいます。

イ その対策

(ア) 資源の開発と保護

a 栽培漁業

漁獲量は、沿岸の定着魚や回遊魚、貝類の枯渇によって減少傾向にあります。漁業資源の安定確保が必要なことから、鳥取県栽培漁業センターの優れた技術の協力や援助を得ながら、魚介類の種苗放流事業を推進し、資源の維持培養を図るとともに、定置網の実施や本地域の漁業にあった新しい水産資源の開発研究などに努めま

す。

b 養殖・畜養

漁業者の出漁日数は、自然条件に大きく左右されるため、漁業経営は不安定なものとならざるを得ません。このため、年間を通じて安定した漁業経営を図るため、組織、事業基盤の強化と併せて、養殖・畜養施設などの整備を支援します。

c 資源の活用

水揚げされた水産物を地元で活用する方策として、町商工会や町観光協会と連携して特産品の開発を支援するとともに、販路の拡大及び直販の検討などを進めます。具体的には、魚市場への出荷や、漁港内で水揚げしたわかめを町の給食センターに出荷することを計画しています。また、事業所にアカモク（海藻）を出荷することも視野に入れています。今後、県外への出荷を増やすために積極的にPRを行い、販路の拡大を図ります。

d 保護活動

漁業者によるクリーンアップ活動や覆砂など漁獲資源の保護に努めるとともに、池の周囲でも農薬だけに頼らない病虫害対策を推進します。

●漁業種別漁獲量

(単位：t)

区分	合計	小型底 びき網	その他 の刺網	小型定置 網	いか釣	その他の 釣	その他 の延縄	地曳網	船びき網	その他の 漁業種類
昭和 48 年	690	171	161	0	31	8	0	0	0	319
泊地域	679	171	150	0	31	8	0	0	0	319
昭和 54 年	415	180	156	0	24	16	0	0	9	30
泊地域	404	180	145	0	24	16	0	0	9	30
昭和 58 年	341	53	200	0	24	8	0	0	5	51
泊地域	330	53	189	0	24	8	0	0	5	51
昭和 63 年	334	42	172	0	22	5	0	0	8	85
泊地域	323	42	161	0	22	5	0	0	8	85
平成 5 年	239	25	136	0	4	11	0	0	5	58
泊地域	233	25	130	0	4	11	0	0	5	58
平成 10 年	287	58	126	0	38	4	0	0	3	58
泊地域	278	58	117	0	38	4	0	0	3	58
平成 15 年	484	12	428	0	19	6	0	0	0	19
泊地域	472	12	416	0	19	6	0	0	0	19
平成 20 年	279	7	212	0	18	7	0	5	0	30
泊地域	253	7	192	0	18	6	0	0	0	30

平成 25 年	263	0	196	0	17	4	0	0	0	46
泊地域	233	0	191	0	17	3	0	0	0	22
平成 30 年	209									
泊地域	209									
令和 5 年	251.2	0.9	46.3	108.9	3	5.4	0	0	0	86.7
泊地域	180.2	0.9	46.3	108.9	3	5.4	0	0	0	15.7

(資料 (平成 30 年まで) : 鳥取農林水産統計年報)

(令和 5 年資料 : 鳥取県漁業協同組合泊支所提供 漁業種類別陸揚量 (属地数量))

●漁業種別漁獲量

(単位 : t)

区分	合計	刺網	筒掛け	シジミ漁	カゴ
平成 25 年	42	1	0	41	0
東郷地域	42	1	0	41	0
平成 30 年	121	0	1	120	0
東郷地域	121	0	1	120	0
令和 5 年	71	0	0	71	0
東郷地域	71	0	0	71	0

(資料 (平成 30 年まで) : 鳥取農林水産統計年報)

(令和 5 年資料 : 東郷湖漁業協同組合)

(イ) 漁業生産基盤の整備

a 漁場の整備開発

年次のかつ計画的に種苗放流事業等を実施し、漁業資源の増殖を図っていますが、効果が顕著に現れないのが現状です。必要に応じて人工漁礁の設置・増殖場の造成などの支援を行うとともに、沿岸域における漁場の整備を進め、漁業資源の安定確保を図ります。

b 漁港の整備

泊漁港は、鳥取県が実施主体となり、漁港漁業整備長期計画により整備が進められてきました。今後は効果的かつ効率的な維持補修を行いながら、漁港の有効利用・管理・漁業の就業方法などをふまえた施設の近代化を推進し、漁港機能の充実を図ります。

(ウ) 漁業経営体の確立

a 漁業関連グループの育成

漁業者による組織を中心に沿岸域の漁場を守る活動が行われています。今後、さらに他地域の漁業者との交流を図りながら、鳥取県栽培漁業センターの協力のもと、新しい漁業資源の開発や増殖を進めていくため、漁業後継者の育成と併せて、漁業関連グループの充実強化と新しい時代に対応できる組織づくりを進めます。

b 漁業後継者の育成及び担い手の支援

魚価の低迷や不安定な燃油価格などにより漁業経営は厳しい状況に置かれており、漁業担い手の経営持続に結び付く支援が求められています。漁業担い手の安定した漁業経営のため、必要な支援を行います。

c 漁業協同組合の経営基盤の強化

漁業協同組合は平成15年に大型合併によって鳥取県漁業協同組合泊支所としてスタートしましたが、支所の機能は縮小されています。鳥取県漁業協同組合と協議しながら、支所においても活魚を扱うなど、独自の販路獲得を検討する必要があります。しかし、渡船に関しては未だに実現しておらず検討事項であります。また、遊漁船による観光漁業も、平成27年以前に泊漁港内で実施しましたが、利用客の規則が守られない等の理由から現在は実施していません。現在の漁業体制を継続しつつ、今後、これらの検討事項を踏まえ、新たな漁業振興策を推進します。

●年代別漁業就業者

(単位：人)

区分	合計	男計	15～29歳	30～39歳	40～59歳	60歳以上	女計
昭和48年	174	156	11	32	73	40	18
泊地域	132	126	11	26	61	28	6
昭和53年	167	154	11	21	78	44	13
泊地域	121	115	10	15	59	31	6
平成15年	65	61	1	1	11	48	4
泊地域	50	48	0	1	8	39	2
平成20年	75	73	2	9	10	52	2
泊地域	63	61	2	8	10	41	2
平成25年	87	81	1	5	27	48	6
泊地域	71	66	1	2	25	38	5
平成30年	62	56	2	1	19	34	6
泊地域	49	44	2	1	15	26	5
令和5年	34	33	1	0	11	22	1
泊地域	21	21	1	0	8	12	0

(資料：漁業センサス)

●年代別漁業就業者 (内水面漁業)

(単位：人)

区分	合計	男計	15～29歳	30～39歳	40～59歳	60歳以上	女計
平成15年	53	51	1	2	13	35	2
東郷地域	53	51	1	2	13	35	2
平成20年	80	79	0	5	15	60	1
東郷地域	80	79	0	5	15	60	1
平成25年	71	0	-	-	-	-	-
東郷地域	71	0	-	-	-	-	-
平成30年	58	57	2	9	9	45	1
東郷地域	58	57	2	9	9	45	1
令和5年	51	50	0	2	12	37	1
東郷地域	51	50	0	2	12	37	1

(資料：漁業センサス)

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
安定した漁獲量の確保	泊地域 105t	泊地域 105t	県制度を活用した放流事業の推進
	東郷地域 52t	東郷地域 100t	

ウ 関係機関との連携

栽培漁業、生産基盤の整備、漁業経営体育成等にあたり、鳥取県、各漁業協同組合等の関係機関と連携し、漁業の推進を図ります。

エ 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	実施主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	キジハタ種苗放流(栽培漁業地域支援対策事業)	湯梨浜町・鳥取県漁業協同組合	漁業経営基盤強化を図り、地域水産業の維持発展に寄
		サザエ、アワビ種苗放流(持続可能な栽培漁業推進事業)		
		就業希望者の研修補助(漁業者就業者確保対策事業)		

		輸送経費補助(沿岸漁業活性化推進事業)		与する
		みなと広場維持管理事業	湯梨浜町	
		養殖用施設・機械整備補助(がんばる養殖支援事業)		
		東郷湖覆砂事業(東郷湖漁協漁業振興補助金)	湯梨浜町・東郷湖漁業協同組合	
		東郷湖クリーンアップ事業(内水面漁場環境保全事業)		

(4) 商工業

ア 現況と問題点

本地域内には小規模小売店が点在している状況で、近隣の大型店舗の進出、通信販売の普及により、その経営が圧迫され、事業所数も減少しています。加えて、従来からある店舗の多くは、経営者の高齢化、後継者不足などもあり、厳しい経営状況に置かれています。このような厳しい状況の中、経営の近代化や消費者ニーズに対応した経営の改善、後継者の確保や育成、経営指導の強化を進めるとともに、本地域の高齢化に対応したきめ細やかなサービスを提供するなど、大型店舗との共存を検討していく必要があります。また観光客の集客につながるように、農産物、水産物、観光資源などの豊かな地域資源を活用した商品開発などの取組も重要です。

工業に関しては、小規模で経営基盤が弱い事業所が多く、経営の面で多くの課題を抱えています。これらの経営の高度化、技術革新、人材育成支援などの強化を図り、既存企業を支援していくことが重要です。また近年、地震をはじめとする自然災害や感染症に備える事業継続計画（BCP）のため、大都市圏の企業の地方移転の重要性が増しています。加えて鳥取自動車道など高速交通網の整備による交通アクセスの向上、町内全域の高速情報通信基盤など、本地域への立地条件が整いつつあります。

イ その対策

(ア) 地元産業の育成強化

経済情勢の現状把握や変化に対して専門的な知識を有する商工会、金融機関などと連携して、創業や新たな事業展開を目指す事業者を支援するとともに、既存事業者の事業継続や事業承継の支援に取り組みます。

また小規模店舗ならではの特徴を生かし、地域住民の利便性や交流の場としての機能を向上させるなど、地域に愛される商店の実現を目指します。

(イ) 新たな商工業の育成

梨、梅やシジミなどの農林水産物、温泉やウオーキングなどの観光資源といった本地域の特色ある地域資源を活用した特産品開発やブランド化に加えて、異業種連携などによる新たな体制と視点で、他にない付加価値の高い商品の開発を支援します。

(ウ) 誘致体制の強化

鳥取県と連携し、企業進出や立地後の支援体制の整備を進めます。

平成31年3月に廃校になった旧東郷中学校跡地については、民間事業者から用地利用について産業振興や地域活性化に寄与する「民間提案」を公募した結果、事業者が決定しました。

引き続き事業が円滑に進むよう関係機関とも連携し、支援していきます。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
特色ある新事業の支援	泊地域 1事業者	泊地域 2事業者	創業、新商品開発事業者数
	東郷地域 3事業者	東郷地域 4事業者	

ウ 関係機関との連携

地元産業、商工業等の育成にあたり、鳥取県、商工会等の関係機関と連携し商工業の推進を図ります。

エ 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	創業・特産品開発等支援事業 (創業・販路開拓支援事業)	湯梨浜町、 湯梨浜町商工会	経営基盤の強化と安定化を進め、地域経済の維持発展を図る
		創業・特産品開発等支援事業 (地域産業資源活用事業)	湯梨浜町、 湯梨浜町商工会、鳥取中央農業協同組合、鳥取県漁業協同組合	

	企業誘致	企業誘致事業 (企業拡充奨励金事業) (企業立地奨励金事業) (企業立地事業費補助金事業)	湯梨浜町、 鳥取県
		旧東郷中学校等跡地利用推進事業	湯梨浜町
	その他	雇用確保事業 (雇用促進奨励金事業)	湯梨浜町

(5) 観光及びレクリエーション

ア 現況と問題点

本町では、温泉等の観光資源を活用するとともに夏祭りや卓球、グラウンド・ゴルフなどのスポーツ大会等のイベントを開催し、観光振興を行ってきました。

泊・東郷の両地域では、地域住民や商工会等を中心として夏祭りを開催し、地域の活性化の促進及び地元継承される伝統芸能の振興を図ってきました。

山陰地方で最も早い時期に開催される水郷祭やとまり夏まつりは、「湖」と「海」といった素晴らしい景観を背景にし、町内外から多数の観客が訪れています。

泊地域には、グラウンドゴルフのふる里公園「潮風の丘とまり」があり、平成5年度にオープンして以来、グラウンド・ゴルフの発祥地として、発祥地大会や国際大会などの多くの大会が開催されるなど、国内外からのグラウンド・ゴルフ愛好者をはじめ、多くの来園者で賑わっています。

また潮風の丘とまりが世界最大級の生涯スポーツの祭典として開催される「ワールドマスターズゲームズ2027関西」のグラウンド・ゴルフの競技会場として選定されたことを受けて、平成27年度からクラブハウスの改修（ロッカー整備）やトイレの改修（洋式化、ウォシュレット化）、コースの芝生張替えなど、グラウンド・ゴルフの聖地化に向けた取組を進め、施設の魅力向上を図ってきました。

しかし、県内外に同様のグラウンド・ゴルフ場が数多くできるなどの影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大会の中止などもあり、減少した客数の回復には至っていません。

本町が所有するJR泊駅は泊地域の玄関口です。この駅舎について、老朽化が進んでおりバリアフリー化等が求められていたことから、改築を行い、機能強化を図りました。

東郷地域には、東郷池中から湧き出る温泉で有名な東郷温泉があり、東郷湖畔には宿泊施設や滝などの豊かな自然を活かした観光施設が点在しています。

平成12年には年間5万人を超える宿泊者がありましたが、観光を取り巻く環境も大きく変化し旅館の軒数も減ったことから、令和6年には宿泊者は年間約1万1千人にま

で減少しました。

また、観光施設の老朽化が進んでおり、観光施設の整備や改修、観光客の多様なニーズに対応するためのバリアフリー化が求められています。

多目的温泉保養施設「ゆアシス東郷龍鳳閣」は、平成6年度に開館した日帰り温泉施設であり、温泉をはじめ、プールやトレーニングルーム、サウナなども楽しむことができ、町内のみならず、町外、県外からも多くの利用者が訪れる施設です。

しかし、近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した客足が完全には回復しておらず、また、開館から25年以上が経過し、建物や設備の老朽化に伴う施設の改修が必要となっています。

また、全国の卓球愛好者のみなさんの親交と日頃の研鑽を発揮していただく場として昭和54年から毎年開催している「全国ベテラン卓球ゆりはま東郷大会」においても近年、参加者が減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会の中止を余儀なくされた時期もあり、再開はしましたが、参加者の減少は続いています。

JR松崎駅は、東郷温泉や松崎地域商店街の中心に位置し、観光の起点となっていますが、駅舎が老朽化しており、また隣接するトイレの洋式化、バリアフリー化が求められています。

イ その対策

泊・東郷両地域での夏祭りは、観客の安全安心を十分に確保したうえで観光資源としても付加価値を高め、町外からの誘客をさらに拡大し、地域活性化を図ります。

グラウンドゴルフのふる里公園「潮風の丘とまり」及び多目的温泉保養施設「ゆアシス東郷龍鳳閣」の更なる利用者の増を図るため、老朽化施設の改修や要望を的確に捉えた施設整備を今後も継続して行うとともに、指定管理者と連携しながら施設運営を行い、円滑な施設運営と施設利用者の満足と安全の向上に努めます。

同時に、グラウンド・ゴルフ発祥地大会やジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会、グラウンド・ゴルフ国際大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西などの大会を通じて、鳥取県や関係団体と連携しながら若年層や海外に対してグラウンド・ゴルフの発祥地・聖地として潮風の丘とまりの情報発信を行うことで、更なるグラウンド・ゴルフ人口の拡大を図ります。

特に、運営方法や会場周辺を含めた環境の整備、スタッフの確保など様々な配慮や歓迎体制の整備や機運の醸成を図っていくことで、国際大会の円滑な運営を行っていくとともに、スポーツ・ツーリズムによる交流人口の拡大につなげていきます。

また、施設内での多種多様なイベントの実施のほか、探検の森や近年故障中であったスーパースライダーの跡スペースの利活用を検討し、来園者の増を図ります。また、施設の在り方を見直し、若い世代やファミリー層を対象とした新しい施設による活性化策の検討を進めます。

インバウンドなど多様化する観光客のニーズに対応するため、老朽化した観光施設等の改修及びバリアフリー化を推進するとともに、グラウンド・ゴルフや海、湖、温泉を中心とした着地型観光商品の充実を図るなど、両地域内の観光客受け入れ体制の整備を図ります。また、町内観光施設との連携を深めながら、総合的な観光振興対策を推進し、一体化した観光宣伝、観光客誘致を展開していきます。

さらに、山陰道の全線開通を目前に控え、中部エリアの玄関口という立地条件を活かした滞在型観光や海・山・湖・温泉・農産物など地域資源を活用した持続可能なまちづくりを進めていきます。

「全国ベテラン卓球ゆりはま東郷大会」は、卓球というスポーツと、梨、温泉などの観光資源をさらにPRするとともに、大会の開催方法や歓迎体制の充実を図ることにより、参加者の増加とそれに伴う観光産業の発展につなげていきます。

JR泊駅は施設の改築により、バリアフリー化を進め、トイレの増設やWi-Fi機器等の各種設備を整備し、誰でも利用しやすい施設としました。また、地元の景観や各種イベントの写真等を掲載し、地域の情報発信を行っています。今後も施設の整備を進め、観光利用者も含む施設利用者の利便性の向上を図ります。

JR松崎駅のトイレの洋式化、バリアフリー化については、老朽化している駅舎の整備も含め、JRと協議を進め、改善を図ります。

●入り込み観光客数

(単位：人)

区 分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
潮風の丘とまり	53,791	52,142	53,687	53,013	51,167	54,185	50,224
ゆアシス東郷龍鳳閣	104,792	100,347	96,489	111,229	103,160	106,917	103,760

区 分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
潮風の丘とまり	51,306	55,959	53,681	53,802	54,974	45,164	49,298
ゆアシス東郷龍鳳閣	103,466	101,176	105,084	105,512	110,299	104,141	107,022

区 分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
潮風の丘とまり	39,080	39,208	33,894	33,725	37,975	37,055	35,045
ゆアシス東郷龍鳳閣	104,110	105,308	82,259	89,785	94,929	101,884	85,711

(庁内資料：産業振興課)

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
地域資源を活かした 観光客の誘致促進	35,045人	55,000人	「潮風の丘とまり」入込客数
	85,711人	110,000人	「ゆアシス東郷龍鳳閣」入込客数

ウ 関係機関との連携

観光振興にあたり、鳥取県、観光協会等の関係機関と連携し観光の推進を図ります。

エ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
2. 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	観光客受入環境整備事業 (観光施設等の整備・改修)	湯梨浜町	
		グラウンド・ゴルフのふる里公園施設整備事業 (スーパースライダー整備・改修) (コース内施設整備・改修) (公園内工作物整備・改修)		
多目的温泉保養施設整備事業 (施設整備・改修)				
東郷池周辺公園整備事業 (施設整備・改修)				
泊駅舎整備事業 (施設整備・改修)				
松崎駅舎等整備事業				
地域共創型観光推進事業 (基本構想素案策定)				
(10)過疎地域持続的発展特別事業 観光		観光客受入環境整備事業 (着地型観光商品造成) (各種地域振興イベントの開催)		

		グラウンドゴルフのふる里公園指定管理事業 (施設指定管理)	湯梨浜町、 指定管理者		
		多目的温泉保養施設指定管理事業 (施設指定管理)			
		グラウンド・ゴルフ振興事業 (グラウンド・ゴルフ発祥地大会補助金) (ワールドマスターズゲームズ2027関西補助金) (グラウンド・ゴルフ国際大会補助金) (ジュニアグラウンド・ゴルフ発祥地大会補助金)	実行委員会		地域発祥スポーツの振興により、地域の活性化と発展に寄与する
		(グラウンド・ゴルフ国際化推進事業)	湯梨浜町		
		スポーツ振興事業 (全国ベテラン卓球ゆりはま東郷大会補助金)	実行委員会		スポーツの振興により、地域の活性化と発展に寄与する

(6) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については次表のとおりです。

産業振興促進区域	業種	計 画 期 間	備 考
泊地域（旧泊村） 及び東郷地域（旧東郷町）全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 (過疎地域の持続的発展の支援に関	泊地域 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

	する特別措置法第 23 条に定められて いるすべての業種)	東郷地域 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	
--	-------------------------------------	---------------------------------	--

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)から(5)の「その対策」及び「事業計画」のとおりとし、施策の実施にあたっては鳥取県及び周辺市町村などと連携を図りながら取り組みを進めます。

さらに、湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例により、本地域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を一定額以上で取得等をした者について、固定資産税の課税免除を行います。

(7) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、産業の持続的な発展の実現に向けた取り組みであるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画との整合を図っています。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町の情報通信整備の状況は、平成18年度に防災行政無線のデジタル化整備、平成21年度には光ファイバー網による情報基盤整備（F T T H）を行うなど、町内全域において光通信による双方向の情報通信の高度化、インターネットの高速化等を推進し、これによって、生活の利便性は向上しました。しかし現状において通信機器やネットワーク設備が耐用年数を超え、更新投資が必要な時期に入っています。その一方で通信インフラを活用した多様化する住民ニーズへの対応や住民サービスの充実が課題となっています。加えて、農業や漁業、医療といった産業のI C T化の推進を図ることが必要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、デジタル化が一層加速されています。特に過疎地域に指定された本地域は、デジタル化の進行により、時間や物理的な距離などの制約を受けないというデジタル化による利便性を大きく享受できると考えられますが、一方で、高齢者など情報通信機器に不慣れな住民は取り残され、社会的に孤立する危険性があります。

防災行政無線においては、デジタル無線により町内の緊急時の防災情報や行政情報の提供は確保されており、また時間的余裕がない大規模な自然災害等に対処し、最新の情報を的確かつ瞬時に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備を行っています。

(2) その対策

- ・ F T T Hネットワーク、防災行政無線等を適切に維持管理し、迅速かつ確実に情報伝達を行います。
- ・ F T T Hによる情報通信ネットワークシステムの有効利用を図ります。
- ・ 統合型地理情報システム（G I S）の一層の整備を図り、行政情報化を積極的に推進します。
- ・ 情報通信の高速化サービスに対応した機器更新、適切な機能強化を図ります。
- ・ 高齢者など情報機器の扱いに不慣れな方を対象に、インターネットやスマートフォンなどの講習会や相談会等を行い、デジタルデバインド（情報格差）の是正を図ります。
- ・ 地域活動の効率化や負担軽減、地域の活性化や充実に貢献するデジタル活用の普及を図るため、地域におけるデジタル活用の環境整備を支援します。

目標指数	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
インターネットの加入率の向上	泊地域 52.79% (令和6年度末)	泊地域 60%	TCC (鳥取中央有線放送株式会社) 加入
	東郷地域 35.50% (令和6年度末)	東郷地域 45%	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施主体	備考
3. 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	ゆりはまネット放送設備更新事業 光ケーブル網サブセンターの機器更新	湯梨浜町	デジタル社会の推進により、快適な生活環境を提供することができ、移住及び人口維持に寄与する
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	デジタルデバイド (情報格差) 解消事業 デジタルデバイド (情報格差) 解消のため、高齢者等への情報技術習得機会の提供や、情報学習を支援する		
		地域デジタル活用促進事業 デジタル活用により地域活動の効率化や活性化、充実に資するため、地域でのデジタル活用に係る環境整備を支援する。		
		SNS活用情報発信事業 LINE公式アカウントによる効果的な行政情報発信		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、情報通信サービスの高度化・高速化によって本地域の情報化をさらに促進するものであるとともに、関連施設の最適な規模での維持・更新に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備

ア 現況と問題点

経済発展と住民の生活環境整備を図るためには、都市圏との交通通信体系の適切な整備が絶対条件となります。湯梨浜町においては、山陰道青谷・羽合道路、東西に走る国道9号及び南北に走る主要地方道倉吉青谷線を基幹道路とし、これらに接続する町道が、集落や各施設等を結ぶ生活道としての機能はもちろんのこと、観光・流通ルートとして重要な役割を担っています。

平成15年に開通した山陰道青谷・羽合道路の利用によって、従来の交通形態は大きく変化し、町内の東西を走る国道9号の車両走行量は減少しました。しかし、本地域の中央に位置する原地区の泊・東郷インターチェンジでは、その乗降車両は非常に多く、まさに鳥取県中部地区の玄関口ともいえることから、本地域の経済発展の中心地として機能することが期待されています。

本地域内の町道には、交差点や幅員構成が未改良、不十分なために円滑な道路利活用に支障をきたすものもあり、地域経済の発展、安全・安心な生活環境確保のためにも早急な整備が必要です。

(ア) 国 道

泊地域を走る国道は、海岸線に沿って東西に走る国道9号と山陰道青谷・羽合道路の2路線があります。平成15年に開通した山陰道青谷・羽合道路は、県内を東西に横断する山陰道の一部区間で、早期全線開通を図ることにより県内の交通形態が格段に改善されることはもちろんのこと、京阪神や山陰側との経済交流がさらに盛んになることが期待されています。

また、山陰道青谷・羽合道路の開通によって本地域を東西に走る国道9号の交通量が減少し、交通混雑の解消、交通事故の減少が図られました。

泊地域の中央に設けられた山陰道青谷・羽合道路の泊・東郷インターチェンジは、国道9号と主要地方道が交差し、車両の乗降利用は非常に多く、東郷地域へのアクセスだけでなく、鳥取県中部の玄関口となっています。

今後、集落と国道9号及び山陰道青谷・羽合道路へのアクセス道を整備していくことが、地域の発展や交流を促進する上で重要な要素であり課題となります。また、車両走行量が増加している山陰道青谷・羽合道路での交通事故対策も一体的に進めていく必要があります。

(イ) 主要地方道

泊地域内の主要地方道は、倉吉青谷線の1路線のみです。国道9号と山陰道青谷・羽合道路へと接続する道路であるために車両走行量が多く、施設等の整備によるさらなる歩行者への安全対策が必要です。

東郷地域内の主要地方道3路線のうち倉吉青谷線は国道9号及び山陰道青谷・は

わい道路へと接続する道路であり、特に藤津地内では歩道及び車道が狭く、歩道等の整備により交通安全対策が必要です。

(ウ) 一般県道

泊地域を走る一般県道は2路線あります。その中の泊港線は、JR泊駅から集落内(園、泊区)を走り泊漁港に至る道路であり、地域住民の生活に欠くことのできない路線ですが、改良率は極めて低いため、今後、地域住民の生活環境改善を含めた一体的な整備が必要です。

泊絹見青谷線は筒地区まで改良済みですが、今後、鳥取市絹見地区とのさらなる交流促進のためにも未改良区間の早期整備が望まれています。また、石脇地内では大雨の際に冠水し通行止めが発生していることから、冠水対策の早期完成が望まれています。

東郷地域を走る一般県道は5路線あり、その中でも湯梨浜中学校につながる長和田羽合線は通学路となっているため、歩道整備の早期完成が望まれています。

(エ) 町 道

町道のうち泊地域・東郷地域内の町道は、幹線道が38路線(1級町道15路線、2級町道23路線)で延長L=30.6km、その他の地域内町道は318路線で延長L=83.8km、合計総延長L=114.4kmとなっています。これらの改良率は79.2%(規格改良済延長L=90.6km)です。

泊地域の特徴として南側は大半を山地が占め、国道とJR山陰本線によって分断されているために狭いトンネルや隧道、線路踏切によって接続されていますが、交通の便は非常に悪く、町道の改良、整備も不十分となっています。これらの状態を踏まえ、本地域全体の道路網を見直し、計画的に整備する必要があります。

また、国道9号から進入する潮風の丘へと続く町道一里浜線等ではグラウンド・ゴルフ愛好者等により利用者も増加しており、植栽整備などの環境美化に努める必要があります。

東郷地域の特徴としてはほとんどが山地にあり、舎人地区、松崎地区、東郷地区、花見地区にあるように各谷地形状に道路網が張り巡らされています。

特に、東郷池周辺では大雨の際に冠水が発生しているため、道路嵩上げや側溝整備による冠水対策が必要です。

両地域では、集落内道路は狭く緊急車両の通行が困難及び除雪に支障をきたす区間があることや、通学路において危険な箇所や防災対策が必要な危険な法面があることから、交通安全・防災対策も含めた道路整備が必要です。

さらに、町道の舗装、橋りょう等の劣化が進んでいるため、計画的に修繕を実施していく必要があります。

(オ) 農 道

地域の農業の基盤となる農道は、整備などを実施してきましたが、農業の省力化

及び地域の環境改善等に繋げるため長寿命化対策を図ることが急がれます。

イ その対策

(ア) 国 道

山陰道青谷・羽合道路、国道9号への町道タッチにおいて、円滑な交通機能が確保できるように、国と町とが一致協力して改善整備を促進します。また、都市圏との経済・文化的交流の促進、観光ルートの整備を図り、地元経済の発展を推進していくために、山陰道の早期全線開通を強く要請します。

(イ) 主要地方道

町内の集落間や倉吉市へのスムーズな連絡体系と経済・文化交流の強化、観光ルートとしての役割、そして沿線利用者の生活環境改善を含めた一体的な整備促進を要望します。

(ウ) 一般県道

良好な生活環境及び円滑な交通手段を得るため、町道網と協調しながら、整備促進を要望します。

(エ) 町 道

本地域内の道路網を見直し、国・県道を含む他事業の道路計画も踏まえながら、良好な生活環境及び居住空間も視野に入れて計画的に整備を促進するとともに、地震等の災害に対する防災対策を推進します。また、冬季間における除雪体制の整備及び美化推進のためのボランティアの育成・支援を行うとともに、定期的な側溝清掃等に努めます。合わせて、劣化が進む町道の舗装、橋りょう等の計画的な修繕を行います。

(オ) 農 道

本地域内の農道整備は、農業生産の近代化や農産物の流通の合理化、農村生活環境の改善等に益する機能を配慮し、計画的に整備します。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
橋りょうの延命化	泊地域 0% (0橋/3橋)	泊地域 100.0% (3橋/3橋)	橋りょう修繕率
	東郷地域 0% (0橋/4橋)	東郷地域 100.0% (4橋/4橋)	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	方面高辻線（道路拡幅）	湯梨浜町	
		埴見第2支線（道路改良）		
		村前線外1路線（道路改良）		
		川上本線（構造物修繕）		
		泊園海岸線（6号線）（道路改良）		
		県道別所線（構造物修繕）		
		宮内第2支線ほか1路線（構造物修繕）		
		舗装修繕事業		
		側溝修繕事業		
		防護柵修繕事業		
		冠水対策事業 （道路嵩上げ、側溝整備）		
		除雪機械運転手育成事業		
	道路網再編計画調査研究			
	橋りょう	橋りょう点検・修繕 泊地域 15基 総延長 L=202m 東郷地域 80基 総延長 L=707m		

(2) 交通手段の確保

ア 現況と問題点

交通インフラの確保は住民の日常生活を支え、社会参加を促進し、生活の質を高めるなど、持続可能な地域を形成していくために不可欠な要素です。過疎地域では特に高齢化が進行しており、高齢者の移動制約の是正や居住環境の維持向上が求められています。

本地域の公共交通網は、大きく鉄道と路線バスにより維持されています。鉄道は、中部地区の中心圏等とを結ぶ重要な役割を果たしていますが、運行回数に限りがあり、利用者数が伸び悩んでいることから、今後、便の維持・確保が課題となっています。また、路線バスについても同様で、本地域が抱える人口減少や少子化による通学利用者の減少等により、交通環境の維持、確保が難しくなっています。

イ その対策

公共交通は地域住民にとって、日常生活の維持や他地域との交流を図る上で大切なインフラ基盤であることから、本地域における公共交通の現状と課題を踏まえ、次の施策を推進します。公共交通維持確保に努めるとともに、地域の自主的な取組による共助交通を支援することで、過疎地域の活性化を促し、住民による地域課題の解決を図ります。

- ・ 路線バスの維持・確保に向け、沿線地域や広域圏、関係団体と連携して取り組むとともに、将来的な高齢者の増加などを考慮した積極的な利用促進策を推進します。
- ・ 日常生活における移動手段確保のための住民相互による共助交通の導入支援等を行い、他地域との交流機会の拡大を図るとともに、地域の活性化を図ります。

目標指数	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
バス利用者の増	泊地域 14人	泊地域 15人	高齢者定期券助成 人数
	東郷地域 9人	東郷地域 10人	
共助交通導入の支援	泊地域 1団体	泊地域 2団体	
	東郷地域 0団体	東郷地域 2団体	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	生活路線バス補助 路線バスの運行実績に応じた赤字額を町が補助	湯梨浜町	移動手段の確保及び公共交通の維持により、快適な生活環境を提供できる
		高齢者定期券購入費助成事業 3カ月、6カ月、1年定期券の購入費を助成		
	その他	共助交通支援事業 住民相互による移動支援活動の支援・補助		

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、経済発展と快適な生活環境を提供する上で必要なインフラ整備であるとともに、施設等のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

6. 生活環境の整備

(1) 水道施設

ア 現況と問題点

泊地域の簡易水道施設及び飲料水供給施設は、昭和33年から昭和61年にかけて地域内全域を順次整備し、令和6年度末で普及率は99.4%となっています。東郷地域は、簡易水道施設では平成9年から平成10年にかけて各施設の整備事業を実施し、上水道施設を昭和30年代から整備を行い、令和6年度末で普及率は99.9%となっています。上水道、簡易水道含む普及率は、全国平均で98.3%、県平均で98.0%であり、これを上回っています。

泊地域は、平成15年度に宇谷区、平成16年度に小浜区、平成28年度に泊(石脇)に配水池を更新し、東郷地域は、平成9年度に羽衣石区、平成10年度には白石区の施設整備により水量拡張事業を実施するとともに、安全で安心な水道の安定供給に努めています。

しかし、生活様式の変化や多様化を受けて、水量確保及び水質保全のため水源の適切な管理や、取水ポンプ、配水池、送水管等の老朽化が進む施設の改善を図っていく必要があります。さらに、水質の悪化や取水ポンプの故障など、緊急事態に対応するための施設整備が急がれます。

合わせて、地震等の災害時における施設の耐震性向上や、災害状況を考慮した応急給水や速やかな復旧工事、さらに応援体制整備や資機材の備蓄など、万一の場合に十分に備えられる管理体制の整備と強化が必要です。

また、令和元年4月に上水道事業と簡易水道事業を会計統合(公営企業法適用化)するとともに、令和3年4月より安定的な料金収入の確保、水道料金の収入減少により急がれる施設整備・更新事業等を実施するための財源として、水道料金を改定しました。今後も、水道事業会計の決算状況を注視の上、水道料金の適正性を審査していく中で、料金改定等の必要性を検証・検討し、将来にわたる水道事業の安定的な経営継続のため、水道事業会計の健全化を進めていく必要があります。

イ その対策

年間を通して、より安全でおいしい水を住民に安定供給するため、水道施設の改善と維持管理に努めています。

将来的な町内水道施設等の広域化を視野に入れながら、計画的に維持補修に努めるとともに、次の対策を基本として、老朽管及び漏水多発箇所の施設整備改善等を図ります。

- ・ 災害等の緊急時に、迅速な対応策を講じる体制強化と施設整備を図ります。
- ・ 安全・安心な水道を安定的に供給するため、漏水多発箇所及び老朽管の更新事業を進めるとともに、施設の耐震化を図ります。

- ・ 安全・安心な水道を安定的に供給するため、水源の安定取水確保及び水質改善に向け調査検討を行います。

目標指数	基準値	目標値	備考
水道有収率の向上	泊地域 91.2% (R3～R6平均)	泊地域 93.0% (R8～R12平均)	有収率(%) = 総給水量(m ³) ÷ 総配水量(m ³)
	東郷地域 79.2% (R3～R6平均)	東郷地域 85.0% (R8～R12平均)	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
5. 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道事業 老朽管路更新事業 水源地・配水池整備事業	湯梨浜町	

(2) 下水処理施設

ア 現況と問題点

生活環境の整備を図るため、東郷地域では昭和59年から平成5年にかけて農業集落排水事業の各施設を供用開始、昭和59年より公共下水道整備（流域）を供用開始、泊地域では、平成4年から平成11年にかけて農業集落排水事業の各施設を供用開始、平成9年には特定環境保全公共下水道事業及び小規模集合排水事業の各施設を供用開始し、下水道整備を積極的に進めてきました。現在では地域内全域の下水道整備が完了し、100%の整備率となっています。

しかし、下水道整備には多額の経費を要しており、地域内の管渠接続が最大の事業効果を発揮することから、今後も未接続世帯解消を目指し、啓発活動を積極的に行い下水道接続の普及促進を図るとともに、これら地域内（東郷地域6施設、泊地域4施設）の終末処理場及び管渠施設、マンホールポンプ場の的確な維持管理、運営を図っていくことが必要です。また、地域内における住宅等の新改築の需要に応じ、下水道接続の普及促進を図るとともに、適正な管路施設管理のため、管路施設台帳整備が必要となります。

各施設においては、40年を経過した処理施設などもあり、老朽化が進む処理施設、マンホールポンプ、管渠などの改築及び更新を、耐震化向上を考慮したかたちで進めることが急務となります。

さらには、特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業の異なる事業間での接続統合の具体的検討などに加え、汚水処理施設等の効率化を展開するとともに、近隣市町間で

の広域化・共同化の検討も併せて進められています。

また、令和4年4月、地方公営企業法会計への適用移行により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいく必要があります。

さらに、下水道使用料については、汚水処理に関する経費が下水道使用料収入で賄えていないことから、不足する部分を一般会計からの補助金及び出資金によって補てんされています。この一般会計からの補助金及び出資金を縮減するため、令和3年4月より下水道使用料のうち超過使用料のみを改定しました。今後、下水道事業会計決算状況を注視の上、下水道使用料の適正性を精査していく中で、使用料改定等の必要性を検証・検討します。

また、東郷池周辺の浸水対策として鳥取県が、環境・景観への配慮、費用対効果を勘案し具体的な形式及び整備の優先準備を定めた（平成25年12月）『橋津川水系河川整備計画基本方針』及び（平成26年2月）『橋津川水系河川整備計画』を策定し、堤防（築堤・護岸）工事を実施しています。これにより平成30年から松崎地区の内水対策事業として、下水道（雨水）による排水ポンプ場及び排水管渠等の整備を進め、令和4年には、龍島・旭地区の内水対策を担う『龍島排水機場』が完成しました。今後、『新町川排水機場』の建設などを実施し、松崎地区の内水対策の促進を図るとともに、近年の豪雨災害による浸水被害が頻繁に発生していることから地域住民の生命、財産を守るため生活機能の維持、住民の安全を確保していきます。

イ その対策

地域内における現況に基づき、次の対策を中心として下水道環境の整備に努めます。

- ・ 非接続世帯の解消を図るため、引き続き下水道接続への啓発・接続促進を図ります。また、住宅等の新增築需要に応じ、下水道接続普及（管渠延長及び汚水柵設置）を進めます。
- ・ 下水道施設については、施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことなどを目的とした、『下水道ストックマネジメント計画（基本設計・実施設計）』に基づき、計画的な改築及び管路における不明水侵入対策を進めるとともに、地震等の災害に備えて各施設の耐震化向上を図ります。

農業集落排水事業の処理施設については、計画的に再生・更新等を目的とした施設の統廃合整備を検討します。

- ・ 農業集落排水処理施設については、特定環境保全公共下水道、天神川流域公共下水道への接続統合を検討します。
- ・ 東郷池周辺内水浸水対策事業を計画的に進めます。

目標指数	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	備考
下水道接続に係る水洗化率の向上	泊地域 96.3%	泊地域 98.0%	
	東郷地域 98.7%	東郷地域 99.0%	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
5. 生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道（特定環境保全公共下水道、公共下水道、農業集落排水処理事業）	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設の特定環境保全公共下水道（泊浄化センター）への接続 農業集落排水施設間の接続（施設統廃合） 特定環境保全公共下水道、公共下水道、農業集落排水処理事業の普及 	湯梨浜町	
	その他	特定環境保全公共下水道（泊浄化センター）、公共下水道（野花ポンプ場）の各施設、管路、各マンホールポンプ場のストックマネジメント計画及び実施設計に基づく改築事業 東郷池周辺内水浸水対策事業（雨水）		

（3）ごみの減量化と処理

ア 現況と問題点

家庭から排出される生活系廃棄物は、近年減少傾向にあります。また、新たに開始した小型家電製品等の回収や、レジ袋の廃止に伴うマイバック利用の推進により地域全体のごみ減量意識は年々高まっています。

地域内のごみ減量化に係る具体的な取組として、行政区ごとに「環境パトロール」を実施し、行政区内での意識高揚を図るとともに、収集日、分別の徹底、収集ステーションの適切な管理、再生資源ごみの回収徹底等を行い、地域住民の連携と行政との協働が促進されています。また、ごみ減量化の一環として、生ごみの分別回収、肥料化は有効

な取組であり今後も推進拡大するとともに、その活動を支援していく必要があります。加えて、可燃ごみの大半を占めるプラスチックについては、海洋ごみ問題、気候変動問題を契機に資源循環の促進等の需要が高まっており、今後、資源として分別回収し、再利用することで、ごみの減量化、再資源化を図っていくことも必要です。

一般廃棄物、家電廃棄物等の不法投棄は減少傾向にあり、地域の監視活動の成果といえらるとともに、不法投棄防止看板、防止柵等の設置も効果があったものと思われます。また、海岸漂着物の清掃活動に積極的に取り組む地域も広がり、環境保全意識も高く、地域と行政が一体となってさらなる活動促進を図る必要があります。

イ その対策

ごみ減量活動、リサイクル活動、環境保全活動等を地域住民主導の取組とするために、適切な行政指導・支援が必要です。また、住民個々の意識高揚、積極的な活動参加を奨励するため、新しい情報提供も重要です。地域と行政が連携・協働して快適な生活環境を構築するための取組を進めます。

- ・ 生活系廃棄物の分別を徹底し、リサイクル率の向上を図ります。
- ・ 生ごみの分別収集・肥料化を推進拡大するため、行政指導を強化します。
- ・ プラスチック資源の再商品化に向け、住民周知を行うとともに分別回収に向けた取り組みを進めます。
- ・ 不法投棄、ポイ捨て等の監視活動を、地域を挙げて強化します。
- ・ 海岸清掃活動を促進し、環境美化・環境保全意識の高揚を図ります。
- ・ ごみ収集ステーションの設置・整備を図ります。

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	環境パトロール 分別の徹底、住民との協働	湯梨浜町	住民の公衆衛生の向上と生活環境の保全に寄与する
		生ごみ分別回収・肥料化拡大事業 取組区域の拡大支援		
		生ごみ処理機購入助成 購入助成 1件2万円		
		プラスチック資源の分別回収・再商品化		

	環境	不法投棄監視員・環境美化促進員の 委嘱設置（地域内の巡視） 2名（東郷・泊各1名）		
		地域清掃・海岸清掃活動支援 ボランティア清掃活動の回収 ごみの処分		
		ごみ収集ステーションの設置・整備 未設置行政区へ設置 既存施設の整備		

（４）消防・防災

ア 現況と問題点

近年、気象変動等により、全国各地で風水害等が多発し、自然災害のリスクが高まっています。こうした中で、全国的な防災意識は以前に増して高まっており、災害に強いまちづくりを行っていくとともに、地域のつながりや分野を超えたつながりによる地域防災力の向上が重要になっています。一方、地域住民の安全・安心を守るために火災や大規模災害時に消火活動・避難誘導などを担う消防団の団員数が減少傾向にあり、団員の確保が喫緊の課題となっています。

本町では、防災対策の基本指針となる地域防災計画を定期的に見直し、地域の防災力強化のため、自主防災組織における防災学習や防災訓練などを推進するほか、浸水想定区域や避難所などが地図上に示されたハザードマップの理解を促進するとともに、地域住民が災害時の行動を事前に把握し、早期避難が実行できるよう防災意識高揚を目的とした啓発活動などを実施しています。また、大規模災害に強く迅速に回復できる「強さとしなやかさ」を備えた社会を目指すため、中部4町で国土強靱計画を策定し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みを計画的に進めています。

●消防力の現況

ア 消防用施設

（令和7年4月1日現在）

【泊地域】

管轄集落	消 防 機 械		消 防 水 利		備考
	小型動力ポンプ （台）	ポンプ自動車・ バイク（台）	消火栓 （基）	防火水槽 （基）	
小浜	1	ポンプ自動車	7	2	
筒地	1		5	2	
石脇	1		24	4	

泊	0	バイク	2	41	3
園	1			28	3
浜山	0		3	8	1
原	1			26	1
宇谷	1			37	5
合計	6		5	176	21

(庁内資料：総務課)

【東郷地域】

管轄集落	消 防 機 械		消 防 水 利		備 考
	小型動力ポンプ (台)	ポンプ自動車・ バイク (台)	消火栓 (基)	防火水槽 (基)	
宮内	1	ポンプ自動車 4 小型ポンプ積載車 1	7	1	
藤津	1		24	3	
野方	1		11	2	
白石	1		8	2	
方地	1		18	0	
漆原	1		16	0	
北福	1		6	0	
福永	0		2	0	
引地	1		10	3	
小鹿谷	1		11	4	
田畑	1		4	0	
田畑二	1		19	5	
国信	1		7	3	
別所	1		6	3	
方面	1	3	1		
高辻	1	6	1		
川上	1	6	0		
麻畑	0	1	0		
久見	1	10	0		
中興寺	1	13	2		
松崎一区	1		36	0	
松崎二区					
松崎三区					

松崎四区					
松崎五区					
旭	1		22	1	
長和田	1		20	1	
門田	1		25	6	
長江	1		18	0	
佐美	1		9	4	
埴見	1		8	3	
野花	1		12	0	
羽衣石	1		10	0	
尾長	0		8	0	
白檜	0		10	0	
レークタウン	0		5	0	
三通田	0		2	0	
長江2区	0		2	0	
合計	27	5	375	45	

(庁内資料：総務課)

イ 消防団員

(令和7年4月1日現在)

【泊地域】

分団別		備考
分団名	実団員数	
第4分団	20名	

(庁内資料：総務課)

【東郷地域】

分団別		備考
分団名	実団員数	
第5分団	21名	
第6分団	30名	
第7分団	17名	

(庁内資料：総務課)

イ その対策

- ・ 総合的な災害対策の基本となる「地域防災計画」を指針とし、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、総合的な防災対策の強化に努めます。
- ・ 防災行政無線を活用し、迅速かつ正確な火災・防災等に関する情報の伝達に努めます。
- ・ 防災講習等において、ハザードマップで示した避難誘導経路や避難場所等の周知徹底を図ります。
- ・ 防災資機材の備蓄、整備、充実を図ります。
- ・ 住民の防災意識高揚と防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織等の設立及び体制の充実を図ります。
- ・ 火災予防と初期消火の知識の普及に努め、地域における防火意識と自主防災組織の育成強化を図ります。
- ・ 消防団員の確保と消防団活動の充実・強化を図ります。
- ・ 予防査察、消火器の普及、点検等によって地域住民の防火意識の高揚を図るとともに、広域常備消防との連携を密にし、火災被害の軽減に努めます。
- ・ 消防水利の再点検を行うとともに、消防施設整備の充実を図ります。
- ・ 消防団車庫や消防ポンプ車・消防バイクの適正な維持管理を行うとともに、必要に応じてこれらの更新を行います。

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
5. 生活環境の整備	(5)消防施設	消防団消防施設整備 消防ポンプ車等の維持・更新 消防団車庫の維持・更新	湯梨浜町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	感震ブレイカー設置事業補助 住宅への感震ブレイカー設置に対する助成		通電火災を防止することで震災対策の強化に寄与する。

		消防施設整備事業補助 自治会等の消防施設の整備を助成		自治会等の自衛消防団、自主防災組織の防災機能の強化に寄与する。
		準中型免許及び普通二輪免許取得事業補助 消防団員の準中型免許等取得に対する助成		消防団員の人材育成に寄与する。

(5) 公営住宅

ア 現況と問題点

現在、泊地域には県営住宅1団地18戸、町営住宅4団地37戸、東郷地域には、町営住宅等6団地66戸を有していますが、一部の団地では耐用年数を経過しているものもあり、建物の老朽化が進んでいます。本格的な少子高齢化、人口・世帯数減少の時代を迎え、経済の地域格差の拡大等による低所得者層の増加から、老若男女問わず、公営住宅の整備・充実を求める声が寄せられており、引き続き公営住宅の維持管理に努めていきます。

なお、令和3年度から令和6年度にかけて、東郷地域において松崎地区町営住宅建替事業に着手し、松崎地区町営住宅3団地の建替先として、町営住宅2団地（長江地区レークサイドヴィレッジゆりはま内に22戸、現上町団地敷地内に18戸）を整備しました。

また、売却できる町営住宅については、順次売却を進めます。

イ その対策

限りある財源を有効に活用するため、修繕等により町営住宅の長寿命化を図ります。また、住宅の供給については、現在特に老朽化の著しい団地について建替、改善等を実施していくよう計画していきます。

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
5. 生活環境の 整備	(6)公営住宅	町営住宅の維持管理	湯梨浜町	
		泊地域公営住宅の建替事業における民間活力の導入可能性調査業務		

(6) その他

ア 現況と問題点

(ア) 現金自動預け払い機（ATM）の設置

現在、泊地域には郵便局、山陰合同銀行及び鳥取中央農業協同組合の現金自動預け払い機（ATM）が設置してありますが、利用者の減少等の理由でその存続が今後難しくなっていくことが懸念されます。ATMの廃止は地域住民の日常生活の利便性の低下、さらには過疎化が進行する要因にもなることから、その存続に向けた取組が必要となっています。

(イ) 飲用水供給施設整備支援事業

過疎化が急速に進む山間地に点在する集落の中には、旧態の地区営水道施設の維持・管理を住民が自己負担により行っている集落があります。このような集落においては、住民が安全な飲用水を使用できるよう老朽化した水道施設の保全を図ることが急務となってきました。

イ その対策

(ア) 現金自動預け払い機（ATM）の設置

既存のATMの存続を金融機関に要望するとともに、その存続が困難となった場合には本町公共施設への整備に対する支援を図ります。

(イ) 飲用水供給施設整備支援事業

町内の水道法適用外区域において、住民の流出や高齢化により集落機能が特に衰えている地域にあつて、自己水源で生活している団体及び個人に対し、生活するうえで必要不可欠な飲用水施設の修繕等への支援を図ります。

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
5. 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業 生活	現金自動預け払い機（ATM）の整 備支援事業	湯梨浜町	日常生活 の利便性 の維持が 図られる
		飲用水供給施設整備支援事業(水道 法適用外) 老朽管路修繕事業 水源地・配水池修繕整備事業		

（7）公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、安全・安心な生活環境を持続しつつ、より快適な生活環境を実現する上で必要な整備であるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 児童福祉

ア 現況と問題点

全国的に社会問題となっている少子化は、本地域においても極めて重要な課題の一つです。就労環境の変化をはじめ、女性の社会進出、結婚や子どもを生み育てることに對する意識の変化など、様々な要因によって少子化の進展には歯止めが掛からない状況にあります。本地域でも若年層の流出や出生率の低下が進行し、平成17年国勢調査では13.8%だった若年者比率が、令和2年国勢調査では9.9%に低下しています。また、乳幼児人口も減少傾向にあります。平成16年度の本地域の乳幼児人口は406人でしたが、平成21年度では301人に、平成26年度では300人となり、令和2年度には242人まで減少しています。

若者定住のためには、安心して子どもを産み育てることができる生活環境整備が必要です。特に、泊地域では、これまで二つの保育施設を子育て支援の拠点施設として位置づけ、子育てに関する相談や情報発信、働く保護者を全面的に支援するなど、地域の特性を生かした運営を進めてきました。乳幼児人口の減少により、泊地域の入所児童数は、平成17年度の約150人から平成26年度には78人にまで減少したものの、令和2年度には羽合地域からの入所により、96人に増加し、以降令和6年度までほぼ横ばいで推移しています。

両施設ともに、入所児童数は認可定員を満たしておらず、特にあさひこども園は認可定員の半数程度であるため、安全で安心できる保育環境の整備及び効率的な保育施設運営のためには、施設改善や施設統合を視野に入れた具体的な施策が必要です。

本地域の保育施設では、多様なニーズへの対応、働く保護者の支援策として保育時間の延長や一時保育、障がい児保育、世代間交流等を実施し、保育の充実を図ってきました。平成27年度には認定こども園に移行し、保育と教育を一体的に提供する施設として、保護者の就労状況の変化に左右されず、引き続き同じ施設で子どもを受け入れられる施設となりました。現在、未入園児の保護者が集う場を提供するため、子育て相談のためのオープンデーの開設、出張型の子育て支援センターなどを行っており、今後も保護者や家庭の保育ニーズを的確に把握し、適切な保育内容の充実に努めていく必要があります。

また、働く保護者の支援策として、ファミリー・サポート・センター事業も引き続き制度周知と、特に困ったときに支援をしていただける提供会員の確保に努めていく必要があります。

泊地域においても、子どもが育つ地域のコミュニティでの人間関係が希薄化しつつあり、育児の孤立や育児不安を抱く親が増加し、児童虐待に発展しかねない状況も懸念されています。このため、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の連携を図り、「妊

妊娠期から子育て期」について、あらゆる相談・支援に対応し、次代を担うすべての子どもたち一人一人の権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されることが必要です。

イ その対策

子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備は、活力ある地域づくりの重要な柱です。家庭、保護者、教育・保育施設、そして地域全体が連携し、児童福祉や健全育成の充実を図っていく必要があります。

- ・ 認定こども園では、子どもの健やかな成長のため、保育環境や教育・保育内容の充実を図りながら、就学を見据えた一貫性、連続性のある教育・保育の一体的な提供を行います。また、地域の中で子育ての拠点にもなるよう、地域の特性を生かした施設づくりを目指します。
- ・ 認定こども園等では、子育てに関する情報発信や情報提供、育児相談の窓口体制整備など、保護者の子育てに対する不安や孤立を防ぐための支援を推進します。
- ・ 恵まれた自然環境の利点を生かした施設運営、隣接する社会福祉施設や学校施設、社会教育施設を活用した魅力ある活動を通じて、地域内外からの利用児童の増加と施設の活性化を図るとともに、地域への定住化を目指します。
- ・ 泊地域における二つの認定こども園のあり方について、平成 28～29 年度に保護者や地域住民等で構成する「泊地域こども園在り方検討委員会」で検討を進め、新設統合が望ましいとの結論に至りました。新設に向け、時期や場所等について、現施設の耐用年数や町内他施設の状況等を考慮しながら検討を進め、早期の事業化を目指します。

併せて、既存施設について、子育て支援センターやファミリーサポートセンターなど、全町の未就園児の保護者を対象にした育児相談、親子交流などの場として活用するなど、子育て支援の新しい拠点とすることを検討します。

- ・ 小学生児童のための放課後児童クラブは、小学校の空き教室等を利用し、平日、土曜日及び長期休業に開設していますが、共働き世帯の増加などにより、利用者数も増加しており、児童の健全育成のために適正規模での運営に努める必要があります。
- ・ 育児に関する相談対応や情報提供などを総合的に展開し、子育て中の親子の交流の場とする子育て支援センター事業を充実していきます。また、「こども家庭センター」では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行うとともに、子育てアプリ「母子モ」を活用したオンライン相談にも対応します。

目標指数	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
こども園の就学前入園児童数の維持	泊地域 67人 (令和7年5月1日現在)	泊地域 67人	現状維持
	東郷地域 183人 (令和7年5月1日現在)	東郷地域 183人	現状維持

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	こども園整備事業 泊地域内の2園を統合し、新たな施設を整備	湯梨浜町	出産から学校教育に至るまで一貫した切れ目のない支援をしていくことにより、子どもを安心して生み育てる環境を整備し、出生数を維持する
		こども園保育環境整備事業 本地域のこども園の老朽化への対応や良好な保育環境の確保を図るため、施設及び設備の改修・整備を行う		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	出産・入学・卒業祝金支給事業 第3子以降児の保護者へ出産祝金、小学校入学祝金、中学校卒業祝金を支給 妊婦健康診査事業 妊婦健康診査費助成で安全で健康的な出産を支援		

		ファミリーサポートセンター事業 講習会、交流会の開催	
		泊・東郷放課後児童クラブ事業 健全な児童の育成	
		子育て支援センター事業 育児相談、親子交流、保健相談	
		家庭子育て支援事業 2歳未満児を家庭で子育てする者 へ給付金を支給	
		多子世帯保育料無償化 こども園等へ入園する所得要件等 に該当する多子世帯の保育料を無 償化	
		児童虐待防止ネットワーク整備事業 子育て全般相談電話（休日夜間電 話相談）の実施	
		母子手帳アプリ情報配信サービス 妊娠～子育て中の世代に対し子育 てに関する情報配信・相談を行う	
		産前産後サポート事業 産前産後の妊産婦を対象に心身の ケアや家事援助等の支援を行う	
		乳児家庭全戸訪問事業 生後4カ月までの乳児のいる家庭 を訪問し、必要な情報を提供	
		乳児健康診査事業 1か月児、3～4か月児、9～10 か月児の乳児健診を医療機関へ委 託実施	
		乳幼児健康診査事業 6か月児健診等各種健診を実施	
		病児・病後児保育事業 病気療養中又は病気回復期の児童 を保育し、保護者の就労と子育て の両立を支援	

(2) 社会福祉

ア 現況と問題点

(ア) 高齢者福祉、障がい者福祉

鳥取県の高齢者人口は、令和6年1月1日現在で17万8千人を超え、高齢化率は33.0%に達しています。今後は、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が高くなり、要介護認定率もさらに上昇していく見込みです。

本町の状況を見ると、令和6年1月1日現在の高齢化率は32.9%と県平均を下回るものの、今後も総人口の減少に反して高齢者人口は増加を続け、高齢化がさらに進むと推測されます。これに伴い、要支援・要介護認定者の増加も見込まれるほか、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の増加も見込まれることから、高齢者を地域で見守る体制づくりなど、多様な見守り施策の充実や家族介護者への支援の充実を図ることが重要な課題となっています。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活で抱えている困りごとを把握し対処するための取組や、本人の貴重な財産を守るため、権利擁護事業や成年後見制度の利用の促進など、地域社会全体で支え合う体制が必要です。

障がい者福祉については、住民が相互に尊重し、障がいのある人が地域で安全・安心に暮らすことができる地域共生社会を実現するため、生活や就労支援、教育、交流など幅広い福祉サービスの一層の充実が求められています。

また、湯梨浜町保健福祉センターにおいて社会福祉協議会が運営する「地域活動支援センター」は、障がい者の交流及び社会参加を促進するため、創作・生産活動の場を提供しており、障がい者の地域生活の支援を行う拠点となっています。

このような取組を通して、障がい者の自立と社会参加を促進し、地域の支え合い体制の強化のため、あいサポート運動等を通して障がいへの理解をさらに深め、互いに尊重し、助け合う意識の醸成をさらに進めていく必要があります。

(イ) 地域福祉

現在、すべての人にとって安全で安心に暮らせる地域社会の実現のための基盤整備の一環として、各地区の公民館や集会施設のバリアフリー改修の促進に取り組んでいます。地域住民が集うこれらの施設は、楽しみながら介護予防、機能回復訓練を行う場でもあり、また、交流や社会参加のための拠点として、地域に暮らす誰もが使いやすい施設となるよう、さらに改修への取組を進めていく必要があります。

湯梨浜町保健福祉センターを地域福祉の活動拠点とする社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の中核的組織として位置づけられ、多様化する福祉相談の窓口及び地域ネットワークづくりのために重要な役割を担うため、その組織の強化と充実が求められます。

福祉課題の多様化、複雑化、複合化が進む中、地域住民による支え合いと公的な福祉サービスを連動させながら、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、地域住民

が主体となって共に支え合うことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

イ その対策

本地域では、「地域福祉推進計画」「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「障がい者計画」の基本理念及び基本目標を念頭に置き、在宅福祉と生きがい対策の充実を基本にした施策の推進を図りながら、住民個々に適した福祉サービスを進めます。

(ア) 高齢者福祉、障がい者福祉

- ・ 高齢者が自助の意識を持ち、健康でいきいきと暮らしていけるよう、介護予防の実施と高齢者自らが行う生きがいづくり活動を積極的に支援します。
- ・ 認知症の普及啓発やサポーター養成など、認知症にやさしいまちづくりを推進するとともに、認知症タッチパネルを活用し、認知症の早期発見と早期予防に努めます。
- ・ 認知症発症の危険因子の一つとされる難聴を予防するため、高齢者への補聴器購入費の一部を助成し、高齢者福祉の向上を図ります。
- ・ 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守るため、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。
- ・ 買い物等が困難な高齢者や障がい者に対し、町社会福祉協議会が実施するのりあいバスや配食サービスのほか、個々の状況に応じて、民間事業者による移動販売や宅配サービス等の各種サービスの周知を図ります。
- ・ 運転免許証をお持ちでない65歳以上の高齢者や重度障がい者・難病患者の方に対し、タクシー料金の一部を助成し、日常生活の利便と社会参加の拡大を図ります。
- ・ あいサポート運動の推進により、障がいに対する理解を深め、心のバリアフリー化を図ります。
- ・ 障がい者や高齢者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 在宅福祉を推進するため、生活環境整備の取組を推進します。

(イ) 地域福祉

- ・ 各地区の公民館や集会所のバリアフリー化を促進するための支援を行います。
- ・ 地域福祉の拠点となる町社会福祉協議会の運営について支援します。
- ・ 見守り等のボランティア活動及び有償ボランティアサービスを推進します。
- ・ 老人福祉センター・デイサービスセンターの改修等を行うとともに指定管理者と連携し、利用者の満足と安心安全の向上を図ります。

目標指数	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
認知症サポーターの 養成人数	(全町4,094人) 泊 地域 353人	(全町4,500人) 泊地域 400人	
	東郷地域 1,006人	東郷地域 1,200人	
地区集会所、公民館 のバリアフリー改修	泊地域 1か所	泊地域 1か所	
	東郷地域 2か所	東郷地域 2か所	
あいサポート研修実 施地区	泊地域 1地区	泊地域 1地区	
	東郷地域 2地区	東郷地域 2地区	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
6. 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(3)高齢者福祉施 設 老人福祉セン ター	老人福祉センター・デイサービスセ ンター施設整備事業（施設整備・改 修）	湯梨浜町	町が事業 所として 町社会福 祉協議会 が運営す る「みん なの家」 を指定
	(8)過疎地域持続 的発展特別事 業 高齢者・障害 者福祉	地域活動支援センター 障害者総合支援法の施行により、 市町村が実施主体となる地域生 活支援事業の必須事業。保健福祉 センターつわぶき荘内に、障がい 者等の創造的活動又は生産活動 の機会の提供、社会との交流促進 を図るために地域活動支援セン ターを設置し、障がい者等の地域 生活支援の促進を図る。		
		老人福祉センター・デイサービスセ ンター指定管理事業 （施設指定管理）	湯梨浜町、 指定管理者	高齢者等 の福祉と 健康増進 に寄与す る
		高齢者及び障がい者住宅改良助成 事業	湯梨浜町	

		包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 総合相談 介護予防ケアマネジメント	
		重度障がい者等タクシー料金助成事業 重度障がい者、高齢者等タクシー料金助成事業	
		難聴高齢者補聴器購入費助成事業	
		小地域拠点集会所等バリアフリー事業	
	その他	社会福祉協議会への運営支援 人件費、事務費、修繕費補助	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上を図るために必要な整備であるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持・更新に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

8. 医療の確保

(1) 医療

ア 現況と問題点

泊・東郷地域には、内科・小児科専門の診療所と歯科診療所があり、いずれも人口減少の中にあっても地域医療を支えるため多大な尽力をされています。また、単に医療行為のみならず、町への公衆衛生、健康増進等についての貴重なアドバイスや提言により、先進的な施策が生まれるなど、町政にも多大の貢献をいただいています。

しかしながら、将来的に診療所が閉じられた場合、後継者をどうするのか、あるいは住民の医療をどのような形で守るかという町全体で考えなければならない課題があります。

近年、急速な高齢化の進展に伴い、地域で安心して日常生活を送り、不安のない生活基盤として、さらには安心して子どもを生み育てられる地域環境づくりの観点からも、医療体制のあり方は大きな課題であり、現状をさらに改善し、地域の保健予防の中核機関としての運営が望まれています。

また、高齢者が住み慣れた地域で家族や地域の人々に支えられながら安心して暮らしていくための医療・福祉施策の推進は、いつでも医療や福祉サービスが受けられるという安心感が重要であり、過疎地域とみなされる各地域においても、その体制を維持していくことが必要です。

医療費の面では、過疎の進行による国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の高齢化、また、保険制度改革に伴う国民健康保険から健康保険の移行に伴う被保険者数の急減がありましたが、医療の高度化や生活習慣病重症化に伴う医療費の高額化による1人当たりの医療費の増加傾向は続いており、引き続き厳しい事業運営状況が続いています。

国民健康保険においては「がん」、後期高齢者医療では「筋・骨格」が医療費の大きな割合を占めている傾向に変わりはありませんが、近年の特徴として、医療費総額に対して入院医療費の占める割合が依然として大きくなっています。

イ その対策

各地域内に直営診療所の開設や医療機関を新規に誘致、整備することは極めて困難な状況です。そのため、住民の利便性の向上を図りながら、過疎地域のみならず全町の取組として医療体制のあり方も検討していく必要があります。また、緊急時における救急患者の受け入れを迅速かつ的確に行うため、鳥取中部ふるさと広域連合を中心とした救急医療体制の維持、拡充に努めます。

保健活動の基本として、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導に力を入れて取り組み、国保対象者の受診率は徐々に向上していますが、生活習慣病重症化に伴う医療費の高額化など、医療費の増加傾向が続いているのが現状です。未受診者への受診勧奨のほか、特定健診の重要性、必要性についての継続的な啓発を行うとともに、かかり

つけ医への定期受診を行っている健診未受診者に対し、「みなし健診」について周知を図るなど、より多くの人に健診受診を促すための取り組みを推進します。

また、ウォーキングによる健幸ポイント事業をベースに、参加者の運動習慣化を通じた健康意識の醸成と将来的な医療費・介護給付費の抑制を目指す「ゆりはまヘルシーくらぶ」の取り組みを一層充実するとともに、健康づくり講演会や健康教室の開催、健康相談日の開設など、住民の健康意識の高揚につながる機会の創出に努めます。

さらに、湯梨浜みんなのげんき館やゆアシス東郷龍鳳閣、あやめ池スポーツセンターなど、町内の健康づくり・スポーツ活動支援拠点との情報共有、連携を図りながら、ウォーキングイベントや各種運動教室を開催し、住民の健康づくり環境の充実に努めます。

目標指数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)	備考
過疎地域の特定健診 受診率	泊地域 42%	泊地域 60%	国目標値と同率
	東郷地域 39%	東郷地域 60%	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
7. 医療の確保	(4)その他	各種がん検診 対象者の60%受診（目標値）	湯梨浜町	
		特定健康診査・特定保健指導 対象者の60%受診（目標値） 対象者の60%指導（目標値）		

(2) 保健予防活動

ア 現況と問題点

住民の健康増進を目標にさまざまな事業を積極的に実施してきたことにより、住民一人ひとりの健康意識や自覚の高まりと同時に、健康づくりに対する関心も徐々に高まってきました。これらは、多くの住民が健康づくり事業に気軽に参加できるよう、開催場所や開催日程、時間帯など、参加しやすい工夫を積み重ねてきたことによるものであり、健康課題を明確にしながら、より分かりやすい情報提供に努めたことや、継続的に取組を進めてきた成果といえます。

また、保健師や栄養士などの専門職が積極的に地域に出向き、住民との接点を持つことによって生まれた顔の見える関係の構築が、ひとつの要素となっているともいえます。

直面している超高齢社会にあって、今後は疾病軽減策にとどまらず、老後の「生きがいづくり」も保健予防活動の主軸と位置付け、健康的に老後を過ごすために、疾病予防と生きがい対策を組み合わせた健康づくり施策を展開していく必要があります。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染拡大がもたらした影響は大きく、個人の生活のみならず、就労形態など社会全体の仕組みも大きく変化しました。感染対策をきっかけに健康意識が高まり、行動変容のきっかけとなった反面、自粛期間や感染対策が体力の衰えやメンタルヘルスにも大きな影響を与えたこともあり、健康格差の広がりが懸念されています。

そのため、高齢者をはじめとするすべての住民に、正確で継続した保健予防情報等を提供するとともに、気軽に生活相談や指導助言できる体制の拡充、機会の創出に努めていくことが求められています。

そのほか、健康に関する正しい知識や運動の仕方を地域住民に広めていく「健幸アンバサダー」の養成に努めるなど、健康格差の解消に向けた取組の推進が必要となっています。

イ その対策

保健予防活動は、地域住民の健康を保持、増進するための重要な取組です。ワクチン接種や健康診断を通じて、感染症や慢性疾患のリスクを低減する疾病予防のほか、栄養や生活習慣に関する情報提供を行い、健康的な生活を促す健康教育、地域住民の健康を守るために、衛生向上や健康の保持に努める地域保健活動、高齢者の健康事業や介護予防を一体的に推進し、地域の健康づくりを支援する高齢者支援など、いずれも地域全体の健康寿命を延ばすために不可欠な活動といえます。

そのため、一人でも多くの住民が参加しやすい環境を整えることが必要であり、興味を持ち、楽しみながら気軽に参加できることで、健康づくりや健康増進につながっていく事業となるよう、一層の工夫を凝らしていくことが求められています。

また、保健活動と地域医療との連携を目指し、より充実した健康教育や健康増進対策

等を展開することで、保健予防活動の拡充を図ります。

※健幸ポイント事業・健幸アンバサダー「健康」と「幸福」を掛け合わせて「健幸」という表記としています。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
地区健康教室の実施回数	泊地域 2回	泊地域 6回 ※過去実績(平成29年度)の最高値	
	東郷地域 3回	東郷地域 10回 ※過去実績(平成30年度)の最高値	

ウ 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	実施主体	備考
7. 医療の確保	(4)その他	予防接種事業 予防接種法等に定められた予防接種の実施 乳幼児・児童生徒インフルエンザ、おたふくかぜ、予防接種の一部助成	湯梨浜町	
		インフルエンザ予防接種助成事業 高齢者等への接種一部助成		
		新型コロナワクチン予防接種助成事業 高齢者等への接種一部助成		
		肺炎球菌予防接種助成事業 65歳の者(60歳から64歳の特定障がい者含む)の予防接種費用を一部助成		
		子宮頸がん予防ワクチン接種事業 中学1年生～高校1年生の女子		

		を対象(令和7年度までは平成9年度～17年度生まれの女子も対象)		
		風しんワクチン接種費助成事業 妊婦及びその夫や同居者などの接種費用を一部助成		
		帯状疱疹ワクチン接種助成事業 65歳の者(令和7～11年度は経過措置として、70歳から100歳までの5歳刻みの年齢を迎える者も含み、令和7年度に限り100歳以上の者も全員対象)及び 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい を有するものとして厚生労働省令で定める者の予防接種費用を一部助成		
		不妊治療費助成事業 不妊治療のうち体外受精、顕微授精に要する経費の一部を助成 不育症治療に要する経費の一部を助成		
		健康づくり事業 心と体の健康相談 2カ月に1回実施 健康教室 集落の要望に応じて出張開催		

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、健康的な日常生活の実現、安心して子どもを産み育てられる地域環境づくりに必要な施策であり、これら事業を安心・安全に提供していくため、必要に応じて公共施設等総合管理計画に基づいた最適な規模での維持管理を行います。

9. 教育の振興

(1) 学校教育

ア 現況と問題点

(ア) 小学校教育

泊小学校は昭和62年度に全面移転し、開放的な空間と自然豊かな環境の中に木の香りがあふれる、日本瓦屋根の新しい校舎を建設しました。子どもたちが、均等かつ安心して教育が受けられるよう施設をバリアフリー化したほか、多目的トイレや運動場に照明を設置するなど、施設や設備の充実を図ってきていますが、築後38年以上が経過し、各所に補修の必要性が生じています。また、学校周辺に耕作放棄地が増加したこと等により、イノシシ等の有害鳥獣による被害が深刻化しています。

1学年2学級を想定した施設は、人口減少及び少子化等に伴って児童数が減少し、空き教室が目立つようになりました。建築当初266人だった児童数は、平成21年度には168人、令和7年度には126人にまで減少しており、今後も100人前後で推移していくことが見込まれます。この間、少人数学級の導入により、1学年2学級を維持した年もありましたが、1学年1学級の状況が続くものと思われまます。このような現状から、学級の適正規模を確保し教育活動の充実を図るため、国の通学区域制度を弾力的に運用し、羽合小学校区の児童（希望者）が泊小学校区へ編入することができる「特定地域選択制」を平成29年度から導入しています。

一方、東郷小学校は施設の老朽化と児童数の減少に伴い、平成17年4月に桜・花見・東郷の3小学校を統合し、美しい川と梨の果樹園に囲まれた自然豊かな環境の中の広い敷地にバリアフリー化した新たな校舎を建築しましたが、こちらも築後20年以上が経過し、各所に補修の必要性が生じてきています。

東郷小学校においても人口減少及び少子化等に伴って児童数が減少しており、統合時に370人だった児童数は平成24年度には283人と300人台を割り込み、令和7年度には244人にまで減少しています。今後徐々に児童数が減少していくものと見込まれます。

両小学校とも児童の健全育成や地域に開かれた学校づくりの視点から、空き教室の一部を放課後児童クラブとして利用しています。

両小学校では、ふるさとに愛着を持つ心を育むふるさと教育推進事業として、保護者や地域住民の協力を得ながら地域の特色を取り入れた勤労生産学習、地域文化の伝承活動などを行っています。

泊小学校においては、県指定有形民俗文化財であり、泊歴史民俗資料館に収蔵されている漁業関係の道具や資料を見学するなど、文化財に触れる体験などを通じて、地域の歴史を学習する機会も設けています。

また、東郷小学校では、町の特産品である二十世紀梨の栽培や羽衣石城の見学などの学習も行っています。

今後もより一層これらの事業の推進を図り、人間性豊かで元気な児童の育成に取り組みます。加えて、地域学校協働活動として地域ボランティアによる学校行事や授業支援、本の読み聞かせ、放課後の学習支援、登下校の見守り活動などの様々な活動が行われています。

さらに、泊地域の原地区及び宇谷地区から泊小学校まで通学する児童が通学のために利用する一般乗合旅客自動車の定期券購入費及び東郷地域の羽衣石地区から東郷小学校まで通学する児童に係る保護者の車両運行費を補助し、遠距離通学を行う児童の円滑な就学を継続的に支援するとともに、東郷地域においては舎人地区及び花見地区から東郷小学校までスクールバス3台を運行しています。

近年、児童が抱える課題が複雑化・多様化する中で、小学校の不登校出現率に増加傾向が見られることから、その対応強化と不登校児童の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。このことから、1市4町で設置している中部子ども支援センターの運営費用の負担を継続して行うとともに、令和2年度からはフリースクール等を利用している児童への利用料助成を実施しています。

小学校におけるICT教育の推進については、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度までに学校情報通信ネットワーク環境や1人1台のタブレット端末の整備等を行いました。今後は、整備したICT機器等の利活用を進め、ICT教育のレベルアップを図る必要があります。また、整備したICT機器等については、老朽化やサポート終了等に伴う更新を計画的に行っていく必要があります。

(イ) 中学校教育

現在、泊地域の生徒が通学している湯梨浜町立湯梨浜中学校は、平成31年4月に旧湯梨浜町立北浜中学校と旧湯梨浜町立東郷中学校を統合し開校しました。

湯梨浜町立湯梨浜中学校の開校以前に泊地域の生徒が通学していた旧湯梨浜町立北浜中学校は、昭和47年度に旧北条町、旧泊村、旧羽合町の組合立として設置されました。平成7年度には旧北条町が分離独立し、さらに平成16年10月には旧泊村と旧羽合町が合併したことにより、湯梨浜町立として再スタートを図りました。組合立として設立した当初の生徒数は811人でしたが、平成27年度は329人、平成30年度は325人と大きく減少していました。また、旧東郷中学校の生徒数は、平成16年度は214人でしたが、平成27年度は128人、平成30年度は119人と、こちらも大きく減少していました。

生徒数の減少と学校施設の老朽化等を踏まえ、北浜中学校と東郷中学校との新設統合を決定し、平成31年4月に湯梨浜町立湯梨浜中学校が開校しました。

泊・東郷地域の生徒の通学の安全を図るため、泊地域は全地区、東郷地域は舎人地区と東郷地区の一部の生徒を対象にスクールバス2台を運行していますが、老朽化により平成26年度に1台、平成27年度に1台を更新し、継続して泊・東郷地域の生徒の通学の安全を確保しています。

中学校の不登校の出現率は依然として高止まりの傾向にあり、中学校においても不登校生徒の状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。このことから、1市4町で設置している中部子ども支援センターの運営費用の負担を継続して行うとともに、令和2年度からはフリースクール等を利用している生徒への利用料助成を実施しています。

また、中学校においても、ふるさとに愛着を持つ心を育むふるさと教育推進事業として、地域の方を講師に迎えて地域の伝統文化・伝統芸能を知り、体験する活動や地元企業等の協力による職場体験学習などを行っています。

中学校におけるICT教育の推進についても、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度までに学校情報通信ネットワーク環境や1人1台のタブレット端末の整備等を行いました。今後は、整備したICT機器等の利活用を進め、ICT教育のレベルアップを図る必要があります。また、整備したICT機器については、老朽化やサポート終了等に伴う更新を計画的に行っていく必要があります。

(ウ) その他の教育

平成19年度から県立高等学校の通学区域が県全域となり、泊・東郷地域でも中部圏域はもちろん、県内東西部地域に通学している生徒もいます。泊・東郷地域から各高等学校までは遠距離通学が多く、高等学校等に通学するために公共交通機関等を利用している生徒は少なくありません。遠距離の通学に伴う交通費は、就学期、特に高校生等の子どもがいる世帯の経済的負担となっています。

そのため、令和2年度より湯梨浜町高校生通学費助成事業として、県と町により高校生の通学費を助成しています。公共交通機関（鉄道、バス）を利用して通学する高校生等の通学定期券の購入額が、月額7,000円を超えた額を県と町より補助しています。

イ その対策

(ア) 小学校教育

泊小学校は「潮風の中でたくましく」を教育理念とし、恵まれた自然の中で心身ともにたくましく心豊かな児童を育成していこうと、総合学習等の取組を展開してきました。また、芝生化したグラウンドを活用した活動にも取り組んでいます。

この総合学習は全国的にもいち早く取り組み、現在も勤労生産活動としての梨づくり、水産教室としての魚釣り大会、ワカメの栽培体験などに取り組んでいます。保護者や地域住民の理解と協力のもとに、今後も心身ともにたくましい児童の育成をより一層推進します。

昭和62年度に全面移転によって新しく建築した学校施設は、築後、相当な年数が経過したことから、学校施設・設備をはじめ、給食調理場や周辺施設も含めた各所に改修や改善を要する箇所が出てきており、児童の安全性を確保するためにも年次計画的に修繕や更新等を行います。

また、学校周辺には、出没するイノシシ等の有害鳥獣から児童を守るための侵入防止柵を設置していますが、より児童の安全を考えた侵入防止柵へ改修するなどの対策を実施します。

一方、東郷小学校は学校周辺の環境を活用し、二十世紀梨栽培の体験活動や東郷池の清掃活動、国史跡の羽衣石城跡等の歴史学習や現地学習などに取り組んでいます。

平成17年度に統合・新築移転によって新しく建築した学校施設は、築後20年以上が経過し、学校施設・設備をはじめ、周辺施設の各所に改修や改善を要する箇所が出てきており、児童の安全性を確保するためにも年次計画的に修繕や更新等を行います。

両小学校の不登校対策の解決については、関係機関と連携して対応に当たっており、不登校ゼロに向けた取組を一層推進します。また、令和2年度から実施している小学生のフリースクール等の利用料助成及び令和3年度に追加した交通費、実習費の助成を引き続き実施します。

更なるICT教育の推進のため、必要なICT機器等を逐次整備するとともに、既に整備した多数のICT機器については適正に管理を行い、計画的な更新を行います。

(イ) 中学校教育

中学生期は、自己を確立しようとする反面、多感で情緒不安定な一面を有している時期です。また、将来の目標を持ち、生きる力を育むための大切な時期であり、中学校教育の役割は一層重要となっています。

湯梨浜中学校には教育相談員を非常勤配置し、スクールカウンセラーの派遣も行っており、生徒や保護者の様々な相談・助言に当たっています。中学校の不登校対策の解決については、小学校をはじめ、関係機関と連携して対応に当たっており、不登校となる生徒の減少に向けた取組を一層推進します。また、小学校と同様に、中学生のフリースクール等の利用料及び交通費、実習費の助成を引き続き実施します。

今後も、家庭や地域を含めた関係機関との連携により、生徒が安心して学習に取り組み、充実した学校生活を送ることで、各々が将来を切り拓いていく力を養うための一層の支援体制の充実を図ります。

また、地域住民や地元企業の協力を得ながら地域の伝統文化・伝統芸能を知る学習や職場体験学習などを継続して行い、ふるさとに愛着を持つ心を育みます。

湯梨浜学校給食センターについては、平成31年1月に湯梨浜中学校に併設して新築され、学校給食の提供を開始しました。今後も、生徒により一層安全で安心な学校給食の提供に努めていくことが必要です。

更なるICT教育の推進のため、必要なICT機器等を逐次整備するとともに、既に整備した多数のICT機器については適正に管理を行い、計画的な更新を行います。

(ウ) その他の教育

泊・東郷地域から遠距離の高等学校等に通学する交通費が保護者の負担となっており、子どもたちが、通学費用を理由に希望する学校での学びをあきらめることのないよう、子育て家庭の経済的負担を引き続き軽減する必要があります。そのため、県内高等学校等に通学する生徒が通学に利用する公共交通機関の定期乗車券購入費を継続して、県と町で支援します。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
学校教育活動に関わった地域人材等の人数	(全体325人) 泊地域 64人	(全体 370人) 泊地域 70人以上	
	東郷地域 109人	東郷地域 120人以上	
不登校児童生徒の出現率	泊地域 小学校 1.62% 中学校 0% (令和6年度)	現状値以下	
	東郷地域 小学校 1.59% 中学校 5.34% (令和6年度)	現状値以下	
小中学校のICT環境の整備			
① 大型提示装置 (プロジェクターを含む)の設置	小学校 100.0% 中学校 100.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%	
② 実物投影機の設置	小学校 100.0% 中学校 100.0%	小学校 100.0% 中学校 100.0%	
住んでいる地域や湯梨浜町が好きと肯定的に回答する児童の割合(アンケート)	泊地域 91.8%	現状値以上	中学校は過疎地域の生徒のみの集計が困難なため、泊小学校及び東郷小学校のみの集計
	東郷地域 95.1%	現状値以上	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考	
8. 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場	泊小学校及び東郷小学校の省エネ LED化工事一式 蛍光灯からLED灯への取替工 事	湯梨浜町 教育委員会		
		泊小学校、東郷小学校及び湯梨浜 中学校の空調機整備・更新工事一 式 冷暖房設備の整備・更新工事			
		東郷小学校の地盤改良事業 地盤沈下改修のための調査設計 及び改修工事			
		学校施設・設備の改修・更新 老朽化等による泊小学校、東郷 小学校及び湯梨浜中学校の施 設・設備の改修・更新			
	屋外運動場	泊小学校環境整備 イノシシ用侵入防止柵の改修等			
		老朽化等による泊小学校、東郷小 学校及び湯梨浜中学校の施設・設 備の改修・更新			
	給食施設	泊小学校厨房機器等 一式 経年劣化による厨房機器等の 更新			
		安全安心な給食を提供するための 厨房機器等の更新			
	(4)過疎地域持続 的発展特別事 業 義務教育	泊小学校及び東郷小学校芝管理事 業 芝刈込、施肥、除草剤散布、散水 等 泊小学校グラウンド 9,825 m ² 東郷小学校なかよし広場東側及 び中庭 928 m ²			自然環境 に恵まれ た泊及び 東郷小学 校の特色 が活かさ れ、児童

			の郷土愛が育まれる
		ふるさと教育推進事業 郷土の良さを体験するための学習及び活動の推進 文化伝承・スポーツ・食育・水産教室等	ふるさと教育の推進により地域に愛着を持ち、地域を支える人材を育成する
		遠距離通学児童通学費補助 原及び宇谷地区から泊小学校まで通学する児童が通学のために利用する一般乗合旅客自動車の定期券購入費を補助 東郷地域の羽衣石地区から東郷小学校まで通学する児童に係る保護者の車両運行費を補助	遠距離通学児童の通学時の安全安心を図り、円滑な就学を支援する
		特定地域選択制事業 羽合小学校区から泊小学校に通学するためのマイクロバス等の運行及び一般乗合旅客自動車の定期券購入費の補助	特定地域選択制の導入により、泊小学校の適正規模を確保し、教育活動の充実を図る
		I C T機器等整備・更新（泊小学校・東郷小学校・湯梨浜中学校） 教育用・校務用・事務用の I C T機器等の整備・更新	I C T教育の推進により、都市部と同様の教育

			を提供することで教育の地域間格差の解消を図る
		<p>スクールバス運行委託事業</p> <p>泊・東郷地域から湯梨浜中学校に通学する生徒用スクールバスの運行</p> <p>東郷地域(舎人及び花見地区)から東郷小学校に通学する児童用スクールバスの運行</p>	<p>スクールバスの運行により通学時の安全安心を図り、円滑な就学を支援する</p>
		<p>フリースクール等利用料助成事業</p> <p>不登校児童生徒が通うフリースクール等の利用料、交通費及び実習費等の助成</p>	<p>不登校児童生徒の状況に応じた適切な支援により、学習支援、学習機会の提供を図る</p>
	高等学校	<p>通学費助成事業</p> <p>高校生等の通学に要する定期乗車券の購入費一部助成</p>	<p>過疎地域への定住促進及び公共交通機関の維持を図り、人口の維持に寄与する</p>

(2) 社会教育

ア 現況と問題点

(ア) 社会教育

近年、少子高齢化や急速な技術革新やグローバル化の進展などを背景に、地域社会において人間関係や住民相互のつながりの希薄化、支え合う意識の低下等、人と人との結びつきが弱まること心配されています。

一方で、「人生 100 年時代」の到来が予測され、あらゆる世代に学習機会を提供することの重要性は一層高まっています。すべての人が生涯を通して学び続けることのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められています。

中央公民館及び泊分館は、これまで以上に生涯学習の充実や地域づくりの活性化が求められています。地域の特性や課題、ニーズに応じた各種講座や教室の充実、健康づくりや町民の集うにぎわいのある施設として運営していくことが必要です。

青少年の家については、中央公民館泊分館の建替え中の代替施設として臨時的に活用していましたが、今後その跡地利用について、地域の要望を聞きながら検討していく必要があります。

図書館及びしおさいプラザとまりは、多くの地域住民に利用されていますが、利用者の学習要望に応えるためには、さらに内容の充実を図っていく必要があります。そのため、関係機関との連携を深め、地域住民の学習や憩いの場として、より一層親しまれる施設づくりが必要です。

文化会館は、人権教育の拠点としてセミナーや解放文化祭を開催していますが、社会の変化に伴い新たな人権問題も生じています。人権学習の充実とともに、拠点となる施設の整備に取り組む必要があります。

(イ) 社会体育

スポーツ・レクリエーション活動の振興は、健康増進と同時に住民相互のふれあいや地域の活性化など、地域社会の形成に大きな役割を果たしています。

今後も多くの住民がスポーツに親しむことにより健康を増進し、併せて競技力の向上を図るため、施設整備や団体育成、指導者養成に取り組む必要があります。

また、野球場やテニスコートなど、屋外スポーツ施設の利便性の向上と利用促進に取り組むとともに、泊体育館の修繕や東郷運動公園の施設整備計画の策定とそれに基づく施設の改修、東郷体育館の周辺整備などを実施しながら、町内社会体育施設全体のバランスを図り、存廃や維持についての検討を進めていくことも必要です。

イ その対策

(ア) 社会教育

地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくりとして、ふるさとキャリア教育

の推進、家庭教育の充実、明日を拓く青少年の育成、人権教育の充実、公民館や図書館活動の充実、芸術・文化活動の振興を図ります。

生涯学習の一環としては、技術革新やグローバル化など変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能、教養の習得、また 出産や子育て、介護等、ライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進に努めます。

人権教育においては、社会変化に伴い新たに生じる人権問題への対応など、幅広い年齢層を対象に、人権が尊重されるまちづくりをめざした人権学習の継続と充実とともに拠点となる文化会館の施設整備に努めます。

中央公民館及び泊分館では、生涯学習拠点として各種講座や教室の充実、文化サークルや団体の育成などに積極的に取り組むとともに、施設の維持管理を行い、利用しやすい施設づくりを進めます。また、泊分館においては、湯梨浜みんなのげんき館を設置し、町民の健康づくり等、男女を問わず幅広い年代が集うにぎわいのある施設として、企画・運営を行い、さらに、地域の高齢者等の健康寿命の延伸をめざして運動意欲の向上と運動機会の確保を進めます。

図書館及びしおさいプラザとまりの貸し出し冊数は減少傾向にあります。利用者の要望に沿った資料の充実に努めるとともに、イベント等の実施による読書活動の普及や、施設の維持管理などによりニーズに沿った親しみやすい図書館づくりを進めます。

青少年の家については、跡地利用を含めて解体時期の検討を進めていきます。

(イ) 社会体育

健康で生きがいのある地域社会を形成するため、生涯にわたるスポーツの普及が大きな役割を果たしています。生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進として、本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実を図ります。

各種グラウンド・ゴルフ大会（発祥地大会、国際大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西）や全国ベテラン卓球ゆりはま東郷大会の開催においては、健康づくり、国際交流、地域ボランティア団体等との連携、地元特産品の活用など、地域活性化や観光振興も視野に、あらゆる世代に多面的な効果が得られるよう努めます。

また、各年代に応じて気軽に取り組めるニュースポーツの普及や、定期的な大会開催により、スポーツへの動機づけや競技力向上を図ります。

社会体育施設については、町内施設全体のバランスを図りながら維持と存廃についての検討を行い、存続が決定した施設については、利用者の声を十分に聞きながら、利用者の視点に立った既設設備の維持管理に努めます。

目標指数	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
グラウンド・ゴルフ発祥地 大会・参加都道府県数	23都府県 (令和7年度)	30都道府県	

ウ 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考		
8. 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館整備事業 (施設整備・改修)	湯梨浜町 教育委員会			
	体育施設	泊体育館施設整備事業 (施設整備・改修)				
		東郷体育館施設整備事業 (施設整備・改修)				
		泊体育施設整備事業 (野球場・テニスコート等) (施設整備・改修)				
	図書館	図書館施設整備事業 (施設整備・改修) しおさいプラザとまり施設整備事業 (施設整備・改修)				
	公園施設	東郷運動公園施設整備事業 施設整備計画の策定 施設改修の設計・工事・監理				
	その他	文化会館整備事業 (施設整備・改修)	湯梨浜町教育 委員会			

	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 生涯学習・スポーツ	生涯学習促進事業 各種講座や教室等、生涯学習 活動の推進		住民の多 様な学習 の機会と 地域交流 の場を提 供し、豊 かで活力 ある地域 社会形成 に寄与す る
		みんなの健康づくり事業 幅広い年代の健康づくりを 支援するための体制づくり と運動教室等の開催		スポーツ に親しむ 環境づく りを進
		東郷運動公園指定管理事業 (施設指定管理)	湯梨浜町 教育委員会 指定管理者	め、住民 の健康増 進に寄与 する

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、明るく豊かな人間・地域づくりの基礎となる学校教育及び社会教育の振興を図るものであるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域の持続的発展を促進するためには、基本となる個々の集落の維持・発展を図ることが必要ですが、依然として歯止めがかからない人口減少や若年層の都市部への流出、少子・高齢化の進行など、過疎の大きな要因となる問題を抱えています。

元来、集落は地域の歴史や伝統文化を親から子、子から孫へと伝承する一つの単位として重要な役割を果たしてきました。これにより、地域に誇りを持ち、地域への愛着を育む環境づくりが図られるとともに、活力に満ちた地域社会の構築と活性化へとつながりました。

ただし近年では、住民の価値観やライフスタイルの多様化により、コミュニケーションのあり方が変化を続けており、さらに人口減少・少子高齢化が進行することで人口構造が大きく変化し、住民のつながりが希薄となり、地域の支え合いが難しくなることが懸念されています。

生活環境の整備については、住宅の密集や集落地内の道路幅員が非常に狭いなどの防災面の不安や、老年層を中心に日常の買い物への不安を抱えている集落もあるなど、安心して生活できる環境整備や支援が必要です。

また、地域コミュニティの拠点である舎人地区多目的集会施設、花見地区多目的活動施設（羽衣会館）及び漁村センターは、整備から相当の年数を経過しており、施設や設備の老朽化が進行しています。

さらには、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない住宅やその他の建築物又はそれに付随する敷地が年々増加しています。これらの中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に影響を及ぼしつつあり、今後増加が見込まれる空き家等がもたらす問題の対策が求められています。

(2) その対策

人口減少や若年層の流出、少子・高齢化の進行など、過疎地域が直面する課題に適切に対応するための施策が必要です。

住民が心豊かに暮らし続けていくために、地域活動団体による社会環境や地域にあったコミュニティづくりを支援し、地域におけるつながりの醸成や地域の課題の解決に取り組む仕組みづくりを行うとともに、人と人とのつながりを大切にし、地域で支え合う持続可能な地域づくりを支援していきます。

集落を活性化し住みよいまちづくりを推進するため、集落の運営費や、その他福祉活動等自主的な集落づくり活動を支援するとともに、集落を超えた地域全体で行う運動会・スポーツ大会・芸能大会・祭り・文化祭活動等を支援することで、地域のにぎわい

創出と住民間の交流促進を図ります。

集落内の基本的な防犯・防災対策としては、集落が設置する防犯灯や自主防災組織に対して支援を行い、防犯・防災力を高め、安全・安心な生活環境を守ります。

日常の買い物への不安を解消するため、中山間地域での移動販売や店舗のない地域で新たに日用品等の販売を行う事業者を支援し、買物環境の維持、確保に資する事業の創出を図ります。また、地元の農産品や加工品などを販売するマルシェの開催を支援することにより、地元の農産物や水産物等を購入できる機会を増やすとともに、地域のにぎわい創出や活性化を目指します。

また、地域コミュニティの拠点である舎人地区多目的集会施設、羽衣会館及び漁村センターは今後も地域住民が親睦を深め、連帯意識の高揚を図る場として利用し続けられるよう、持続可能な範囲で施設整備を行います。

空き家等の対策については、空き家化の未然防止を推進するとともに、空き家の掘り起こし及び利活用の促進を図ることで、移住者の呼び込みや空き家の利活用による地域活性化に寄与します。

また、適正な維持管理が行われず、危険度が高い空き家「特定空家等」については今後も増加が見込まれるため、所有者等に対して必要な助言・指導、勧告、命令によって適切な管理を促すこととしており、所有者等が除却の促進に取り組む場合の支援も行います。

目標指数	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
特定空家等の減少	泊地域 0% (0戸/25戸)	泊地域 52.0% (13戸/25戸)	
	東郷地域 0% (0戸/38戸)	東郷地域 50.0% (19戸/38戸)	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設 名)	事業内容	実施主体	備考
9. 集落の整備	(2)過疎地域持続 的発展特別事 業 集落整備	集落づくり総合交付金(再掲) 自主防災組織運営交付金(再掲) 防犯灯維持管理交付金 防犯灯設置等交付金 集落活性化事業交付金(再掲)	湯梨浜町	住民間の 交流や助 け合いを 促進し、 地域共生

		地域にぎわい創出事業（再掲） 地域が実施する運動会、祭りなどの経費を補助		社会の実現を進める
		地域活性化活動事業 地域活性化のための地域おこし協力隊活動（再掲） 地域活性化のためのNPO法人活動支援（再掲）		
		空き家利活用流通促進事業 空き家を所有、賃貸、購入する町内在住者（町内移住予定者を含む）に対し改修工事等に必要な経費を補助		地域の居住環境の整備を図るとともに、移住定住を促進する
		多世代同居住宅整備支援事業 高齢者世帯が居住する住宅に若者世帯が同居するための改修等を行う費用を助成		将来的な空き家発生を抑止を図る
		空き家対策支援事業 老朽危険空き家等の除却に要する経費の補助		地域の居住環境の整備を図る
		まちづくり創造事業（再掲） まちづくりを推進する団体の活動費を助成		地域の課題解決及び活性化に取り組む担い手を確保し、継続的な集落運営に寄与する
		ボランティア団体活動助成事業（再掲） ボランティア団体の活動費を助成		
		地域づくり推進事業（再掲） 地域の新たな担い手育成、地域課題の解決等のためのセミナー等の開催や支援活動等の実施		

		中山間地域買物支援事業 中山間地域における買い物支援 及び買物サービス事業に係る取 組を支援		買物環境 の改善を 図り、住 民が安心 して暮ら し続けら れる環境 をつくる
		買物環境確保支援事業 買物環境の確保が必要な地域に おいて新たに店舗を設置し、日用 品等を小売する事業を行う者を 補助		
		マルシェ開催事業補助金 農産物等を販売するマルシェ開 催に必要な費用を補助		
	(3)その他	舎人地区多目的集会施設 整備・改修		
		羽衣会館設備改修事業 老朽設備等改修		
		漁村センター施設整備事業 整備・改修		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、本地域の持続的発展を実現するために必要な整備等であるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域の各種文化団体は、活動する住民の多くが高齢化し、若年層の加入がなかなか見込めない状況にあります。しかし、身近に文化芸術に接する機会が求められており、中央公民館及び泊分館を会場とした芸能大会や、とまり公民館まつり、各文化団体の成果物の展示、住民の個展の開催など、積極的に文化芸術活動を支援しています。また、文化団体連絡協議会等の活動を通して情報交換や事業の連携等を促進し、自主性を尊重しながら、関係づくりの輪を広げる仕組みを構築する必要があります。

同時に、地域に伝わる伝統芸能は、保存団体の尽力により継承されていますが、少子高齢化や若年層における伝統芸能文化への意識の希薄化など、担い手の確保が課題になっています。併せて、保存団体の中心となる人材や指導者の育成も必要です。

泊歴史民俗資料館には、昭和期を中心とする貴重な資料が多数収蔵されており、その価値を多くの人に知ってもらうため普及啓発が必要です。そのため、資料の整理や展示方法の見直し、老朽化した施設の改修及び施設周辺の環境整備を行う必要があります。さらに、町内には史跡や建造物等多くの文化財があり、その保存活用が求められており、調査や研究を行う必要があります。

また、小学校統合により廃校になった旧桜小学校の校舎を活用し、平成22年4月に開設されたさくら工芸品工房は、工芸活動をはじめ、見学・体験教室等を実施し、来訪者に文化芸術に触れる機会と交流の場を提供しています。

(2) その対策

文化芸術活動に触れる機会の提供に努めるとともに、中央公民館及び泊分館を積極的に活用し、各種文化団体や個人の活動の成果を披露できる機会を提供するなど、文化芸術活動への支援を行います。また、現在まで守られてきた地域の伝統芸能を保存継承するため、担い手や指導者育成の活動を支援していきます。

さらに、歴史民俗資料館に展示されている漁具・農具・民具など希少価値の高い資料の活用や、地域に点在する歴史文化遺産について調査研究を行うとともに、収蔵施設の充実を図り適切な保存・管理を行います。併せて、歴史民俗資料館の改修等の環境整備を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、その価値を多くの人に知ってもらうための啓発に努めます。

また、羽衣石城跡等の保存活用計画や整備計画の策定を行い、環境整備を進めていきます。

さくら工芸品工房については、文化の発信拠点としての役割に加えて、観光との連携や地域住民との交流を進めることで相乗的な効果を創出し、地域活性化及び産業の振興をさらに進めていきます。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
泊歴史民俗資料館への 来館者数	92人 (令和6年度末)	200人	

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設 名)	事業内容	実施主体	備考
10. 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振 興施設	泊歴史民俗資料館環境整備工事 資料館の改修及び周辺環境整備 収蔵庫整備	湯梨浜町 教育委員会	
		さくら工芸品工房整備事業 老朽化等による施設・設備の改修・ 更新	湯梨浜町	
		羽衣石城跡等環境整備事業 保存活用計画等の策定 環境整備の設計・改修	湯梨浜町 教育委員会	
		町内文化財等整備事業 町内文化財の整備・改修		
	(3)その他	町内遺跡発掘調査事業 町内遺跡の発掘調査等	湯梨浜町 教育委員会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、文化芸術に触れることができる環境を整備し、地域文化の振興を図るものであるとともに、関連公共施設のより効果的かつ効率的な活用と、最適な規模での維持管理に資するものとして、公共施設等総合管理計画と整合を図っています。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

泊地域では、地理的な利点を生かして、平成14年度に鳥取県第1号機となる風力発電施設を潮風の丘とまりに設置するなど、環境に配慮したクリーンエネルギーの推進にいち早く取り組んでいます。その風力発電施設は老朽化により、やむなく平成30年に撤去を行いました。

東郷地域においては、平成27年に地域資源である温泉を活用した発電を行う事業者を支援したことで、中四国エリア初となる温泉熱発電所が稼働しました。加えて、発電後の熱水を町内2施設に配湯する2次利用工事を実施し、再生可能エネルギーの有効活用を図り、公共施設における重油使用量削減など、環境負荷低減の取組を行いました。

今後、脱炭素社会の実現に向けた取組が加速することから、再生可能エネルギーの普及をさらに推進していく必要があります。

(2) その対策

一般住宅等への太陽光発電設備等の設置について、補助事業をさらに推進するとともに、公共施設への設置及び民間の更なる再生可能エネルギー施設の導入支援について検討・実施していきます。

目標指数	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
太陽光発電システム等設置事業補助申請件数	泊地域 2件 (R2～R6申請件数)	泊地域 18件 (R8～R12申請件数)	
	東郷地域 21件 (R2～R6申請件数)	東郷地域 44件 (R8～R12申請件数)	

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設 名）	事業内容	実施主体	備考
11. 再生可能エネルギーの 利用促進	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	太陽光発電システム等設置事業 家庭等で太陽光発電システム等 の設置した者に設置費用の一部 を助成	湯梨浜町	脱炭素社 会の推進 に寄与す る

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、自然エネルギーの普及を推進することにより、地域のさらなる環境意識の高揚を図るものであり、実施に当たっては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設のより効果的かつ効率的な活用に努めます。